

富山市教育委員会 2 月定例会 資料

令和5年3月 教育委員会補正予算（案）総括表

【一般会計】

(単位：千円)

区分 予算科目(款・項)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
教育委員会 合計	13,371,691	571,542	13,943,233	
(款10)教育費	13,371,691	571,542	13,943,233	
(項1)教育総務費	2,123,638	△ 2,516	2,121,122	1 学校教育事務費 (国補正に伴う) 700 2 ICT活用推進事業費 (精算補正) △ 3,216
(項2)小学校費	4,994,265	170,441	5,164,706	1 総務学校管理事務費 20,968 2 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (国補正に伴う) 37,575 3 就学援助事業費 (精算補正) △ 4,866 4 学校施設整備事業費 (国補正に伴う) 129,600 5 耐震補強事業費 (精算補正) △ 12,836
(項3)中学校費	3,102,391	366,846	3,469,237	1 総務学校管理事務費 10,009 2 統合校の新設事業費 (精算補正) △ 10,138 3 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (国補正に伴う) 16,650 4 就学援助事業費 (精算補正) △ 3,227 5 学校施設整備事業費 (国補正に伴う) 154,200 6 屋内運動場建設事業費 (国補正に伴う) 167,352 7 給食センター管理事務費 32,000
(項5)社会教育費	2,875,490	36,771	2,912,261	1 公民館建設事業費 35,571 2 管理運営事務費 (郷土博物館費) 1,200

第 2 表 継続費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	3 中学校費	屋内運動場 建設事業費 (上滝中学校)	1, 136, 650	令和4年度	167, 352
				令和5年度	3, 165
				令和6年度	966, 133

第 3 表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	学 校 教 育 事 務 費	700
	2 小 学 校 費	施 設 学 校 管 理 事 務 費	65,880
		統 合 校 の 新 設 事 業 費	660
		新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 事 業 費	37,575
		学 校 施 設 整 備 事 業 費	129,600
		3 中 学 校 費	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 事 業 費
	3 中 学 校 費	学 校 施 設 整 備 事 業 費	154,200
		屋 内 運 動 場 建 設 事 業 費	130,000
		校 舎 改 築 事 業 費	7,800
		給 食 セ ン タ ー 管 理 事 務 費	32,000
	5 社 会 教 育 費	管 理 運 営 事 務 費 (郷 土 博 物 館 費)	1,200

第 4 表 債務負担行為補正

廃止

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
(仮称)水橋地区義務教育学校整備事業費	自令和5年度至令和22年度	11,819,857 上記金額に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税による増減額を加算した額の範囲内

第 5 表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
小 学 校 費	608,000	85,900	693,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率の見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	借入れ先の融通 条件による。た だし、市財政の 都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、も しくは繰上償還 又は借換えする ことができる。
中 学 校 費	1,007,800	185,000	1,192,800			

【総務学校管理事務費（小・中学校）】

小学校及び中学校における光熱水費等について

[教育総務課]

- (1) 補正額
- | | |
|------------------------|----------|
| 小学校費 | 20,968千円 |
| 〔 財源内訳 一般財源 20,968千円 〕 | |
| 中学校費 | 10,009千円 |
| 〔 財源内訳 一般財源 10,009千円 〕 | |

(2) 事業目的

電気料金や灯油代等の高騰に伴い、小・中学校で不足する光熱水費及び燃料費を補正するもの。

(3) 事業内容

項	節	補正額（千円）
小学校費	光熱水費	17,104
	燃料費	3,864
	計	20,968
中学校費	光熱水費	8,978
	燃料費	1,031
	計	10,009
合計		30,977

【新型コロナウイルス感染症対策事業費（小・中学校）】

小学校及び中学校における新型コロナウイルス感染症対策事業費について

[教育総務課]

(1) 補正額

小学校費 37,575千円

財源内訳	国庫支出金	18,787千円
	一般財源	18,788千円

中学校費 16,650千円

財源内訳	国庫支出金	8,325千円
	一般財源	8,325千円

(2) 事業目的

新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せない中で、国の補正予算を活用し、小・中学校における、さらなる換気対策の充実を図るもの。

(3) 事業内容

- ア. 教室における換気を目安とするためのCO₂濃度測定モニターの購入
- イ. 効果的かつ効率的な換気を行うためのサーキュレーター等の購入

学校建設費について（国の補正予算に伴う補正）

[学校施設課]

(単位：千円)

款	項	目	事業	補正額	財源内訳			補正の内容	
					国県	市債	一般財源		
教育費	小学校費	学校建設費	学校施設整備事業費	129,600	43,628	85,900	72	国の補正予算に伴う補正 (1) 広田小学校 外壁防水改修（その2） 63,800 工事 (2) 熊野小学校体育館 外壁防水改修（その2） 29,900 工事 (3) 月岡小学校 外壁防水改修工事 35,900	
			計	129,600	43,628	85,900	72		
			学校施設整備事業費	154,200	40,804	113,300	96	国の補正予算に伴う補正 (1) 東部中学校 グラウンド整備工事 93,000 (2) 興南中学校体育館 外壁防水改修工事 61,200	
			計	321,552	66,352	238,300	16,900		
	中学校費	学校建設費	屋内運動場建設事業費	167,352	25,548	125,000	16,804	国の補正予算に伴う補正 上滝中学校 体育館改築工事 167,352	
			計	321,552	66,352	238,300	16,900		
	合 計				451,152	109,980	324,200	16,972	

【学校教育事務費】

スクールバス運行事業について

[学校教育課]

(1) 補正額 700千円

財源内訳	県支出金	352千円
	一般財源	348千円

(2) 事業目的

送迎用バスに児童等が置き去りにされる事案が発生したことを受け、国が「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」を策定したことに伴い、本市が所有するスクールバスに置き去りを防止するための安全装置を設置し、登下校時の児童生徒の安全を確保するもの。

(3) 事業内容

市所有スクールバス4台に安全装置を設置

【給食センター管理事務費】

南学校給食センター空調機の修繕について

[学校保健課]

(1) 補正額 32,000千円

〔 財源内訳 一般財源 32,000千円 〕

(2) 事業目的

令和5年1月24日(火)からの寒波の影響を受け、冷温水の循環を利用した空調設備内のコイル管において、水の凍結により亀裂が生じたことから、水漏れが発生した。応急的な修繕により空調機は復旧したが、平成15年の開所から約20年間使用してきたものであり、老朽化がみられ、耐久性に乏しいため、更新するもの。

(3) 事業内容

内容	台数	金額
空調機(AC-1～AC-4号機)の修繕	6台	32,000千円

【公民館建設事業費】

山室中部公民館移転改築に伴う用地取得について

[生涯学習課]

(1) 補正額 35,571千円

〔 財源内訳 一般財源 35,571千円 〕

(2) 事業目的

山室中部公民館移転改築事業の取組みとして、令和5年度に基本設計と地質調査を予定していることから、土地開発公社にて先行取得していた用地(1,753㎡)の買戻しを行うもの。

(3) 事業内容

公有財産購入費 35,571千円

<参考>位置図



【管理運営事務費】

郷土博物館天守展望台の塗装更新について

[郷土博物館]

(1) 補正額 1, 200 千円

〔 財源内訳 一般財源 1, 200 千円 〕

(2) 事業目的

天守展望台の木製扉及び手摺の塗装について、劣化が進行していることから補修し、長寿命化と美観向上を図るもの。

〔 作業については、令和5年5月12～13日に開催される、G7教育大臣会合までに完了させる予定。 〕

(3) 事業内容

天守展望台の木製扉及び手摺の塗装更新（写真）

〔 風雨等により塗装が剥落してきていることから、長寿命化と美観向上などを目的に塗装を更新するもの。 〕

木製扉



手摺



令和5年度 教育委員会所管予算（案）総括表

【一般会計】

（単位：千円、％）

区分 予算科目(款・項)	令和5年度 当初予算(案) A	令和4年度 当初予算 B	対前年度比較	
			増減額 A－B	増減率 A／B
教育委員会 合計	12,978,322	12,692,018	286,304	102.3
(款10)教育費	12,978,322	12,692,018	286,304	102.3
(項1)教育総務費	2,071,038	1,981,166	89,872	104.5
(項2)小学校費	5,074,115	4,617,517	456,598	109.9
(項3)中学校費	3,330,585	3,004,416	326,169	110.9
(項4)幼稚園費	165,146	334,559	△ 169,413	49.4
(項5)社会教育費	2,337,438	2,754,360	△ 416,922	84.9

第 3 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大久保小学校長寿命化対策事業（その 1）設計業務委託費	自令和 5 年度至令和 6 年度	16,500
教育ネットワークサーバ機器保守業務 委託費	令和 6 年度	9,240
（仮称）水橋地区義務教育学校整備事 業費	自令和 5 年度至令和 22 年度	11,819,857 上記金額に金利変動及び 物価変動による増減額並 びに消費税及び地方消費 税による増減額を加算し た額の範囲内
山室中部公民館改築工事实施設計業務 委託費	自令和 5 年度至令和 6 年度	19,300

第 4 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
教育総務費	6,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れ先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
小学校費	1,019,000			
中学校費	1,098,200			
社会教育費	105,000			

令和5年度富山市教育費予算の概要

富山市教育振興基本計画の4つの「基本的な方向」ごとの主な事業（「令和5年度当初予算案主要事業説明」掲載事業）

1 公共の精神を重んじ、自主性・創造性を備えた子どもの育成

(目標)	事業名(または事務事業名)	主要事業説明No.
子どもたちが自ら課題を見つけ、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを育み、社会で生きる実践力を高める教育が行われていること	新規 不登校特例校設置検討事業費	2
	新規 総務学校管理事務費(相談室等環境整備事業費)(小・中学校)	3
	新規 校具整備事業費(相談室等環境整備事業費)(小・中学校)	
	元気な学校創造事業費(小・中学校)	4
	学校教育事務費(スクールロイヤー事業費)	12
	研修事業費(主体的な学び研修会事業費)	13
	拡充 児童生徒指導対策事業費(スクールソーシャルワーカー配置事業費)	14
	外国語指導助手配置事業費	15
	スクールカウンセラー配置事業費	16
	スクールサポーター配置事業費	17
	<p style="text-align: center;">(基本施策)</p> 1 確かな学力の定着 2 豊かな心の育成 3 健やかな体の育成 4 社会で生きる実践力の育成 5 教員の資質能力向上 6 幼児教育の充実 7 外国語教育の充実 8 家庭環境の経済状況や地理的条件への対応 9 特別支援教育の充実 10 現代的・社会的課題に対応した学習等の充実 11 私学の振興	拡充 部活動指導員配置事業費
新規 イエナプラン的教育推進事業費		20
新規 部活動カウンセラー配置事業費		21
幼稚園子育て支援事業費		22
新規 学校保健事務費(サミット給食負担金)		23
学校保健運営事業費(小児生活習慣病予防対策事業費(すこやか検診))		24
学校保健運営事業費(小児生活習慣病予防対策事業費(すこやか教室))		25
学校給食運営事務費(小・中学校)		26
給食運営事務費(幼稚園)		
研修事業費(教職員研修事業費)		35
カウンセリング推進事業費		36
ICT活用推進事業費	37	
総務学校管理事務費(小・中学校)	38	
教育機器特別整備充実事業費(学校教育情報化推進事業費)(小・中学校)	39	

2 次代を担う子どもたちを育む、安心・安全で質の高い学校教育環境の整備

(目標)	事業名(または事務事業名)	主要事業説明No.
子どもたちが、安心・安全で質の高い教育環境のもとで教育を受けられていること	学校再編推進事業費	5
	統合校の新設事業費(小・中学校)	6
<p style="text-align: center;">(基本施策)</p> 12 質の高い学校教育環境の整備 13 安心・安全な学校教育環境の整備	校舎増築事業費(小学校)	7
	校舎改築事業費(小学校)	8
	新規 長寿命化対策事業費(長寿命化改良事業費)(小学校)	9
	屋内運動場建設事業費(中学校)	10
	校舎改築事業費(中学校)	11

3 学校・家庭・地域で取り組む子どもの成長支援

(目標)	事業名(または事務事業名)	主要事業 説明No.
子どもたちが、学校・家庭・地域の連携・協力のもと、基本的な生活習慣や社会性を身に付け、豊かな人間性を育んでいること	コミュニティ・スクール事業費	18
	生涯学習推進事業費(子どもかがやき教室事業費)	27
(基本施策)		
14 家庭における教育力の向上		
15 学校・家庭・地域との連携		

4 市民による生涯を通じた教育の充実と文化遺産等の保全・活用

(目標)	事業名(または事務事業名)	主要事業 説明No.	
刻々と変化する社会に対応していくために、必要な知識やスキルを、市民が生涯を通じて、身に付けていけること 市民全体が、ふるさとの自然、歴史、文化等について学び、豊かな情操が養われていること	ふるさとづくり推進事業費	28	
	文化財保護事業費(文化遺産等保存活用推進事業費)	29	
	博物館等利用促進事業費	30	
	公民館類似施設補助事業費	31	
	公民館建設事業費	32	
	展示開催事業費(民俗民芸村)	33	
	文化財保護事業費(安田城跡歴史の広場再整備事業費)	34	
	蔵書充実事業費	40	
	知を深める市民交流推進事業費	41	
	展示事業費(科学博物館)	42	
	新規 科学博物館整備事業費(展示更新計画策定事業費)	43	
	展示普及事業費(郷土博物館)	44	
(基本施策)			
16 高等教育の充実			
17 生涯学習活動の充実			
18 生涯学習活動拠点の充実			
19 文化遺産等の保全・活用			

令和5年度当初予算案主要事業説明

一般会計 (10) 教育費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 5 予算額	R 4 予算額	所属
1	総務事務費 (教育振興基本計画策定 事業費)	本市教育の目指すべき方向性や講ずべき主な施策等を示した教育振興基本計画の第3期計画 (R6～R10年度) を策定するもの。	917		教育総務課
2	(新規事業) 不登校特例校設置検討事 業費	不登校や悩みを抱える子どもが増加傾向にある中、多様な学びの場を提供し、誰一人取り残すことのない教育を実現するため、不登校特例校の設置を検討するための調査・研究を行う。	7,880		教育総務課
3	(新規事業) 総務学校管理事務費 校具整備事業費 (相談室等環境整備事業 費) (小・中学校)	不登校児童生徒が増加傾向にあることから、学校に行きづらい子どもや教室に入りづらい子どもが学校内で安心して心を落ち着かせることができる居場所を作るため、小・中学校の相談室等の環境を整える。	5,000		教育総務課
4	元気な学校創造事業費 (小・中学校)	学校が自主的・活動的な創造性にあふれる学校経営を行うため、学校の裁量により、学校や地域の特色を生かした事業に取り組みめるように支援する。	36,810	36,810	教育総務課
5	学校再編推進事業費	市立小・中学校の再編を着実に進めるため、再編対象校区を中心とした保護者や地域との意見交換を充実させるとともに、学校再編の方向性を話し合う場としての「地域住民主体の協議会」設置支援や理解醸成を図るための広報啓発に努める。	23,168	30,236	学校再編推 進課
6	統合校の新設事業費 (小・中学校)	水橋地区における小学校5校・中学校2校を統合し、R8年4月の開校に向け、PFI手法により義務教育学校の整備を行う。また、児童生徒の通学の安全を確保するため、通学路の整備を行う。	55,216	553,498	学校再編推 進課
7	校舎増築事業費 (小学校)	児童数の増加による教室不足を解消するため施設整備を行う。 ・新保小学校 (旧幼稚園舎) 大規模改修及び増築工事 (R4～R5年度継続事業) (全体計画) R3年度 実施設計 R4～R5年度 大規模改修及び増築工事	336,252	149,706	学校施設課
8	校舎改築事業費 (小学校)	耐震化が必要な小学校校舎の改築を行う。 ・堀川小学校校舎改築 (その2) 工事 (R4～R5年度継続事業) (全体計画) R1年度 実施設計 R4～R5年度 改築工事 RC造3階建	845,538	472,208	学校施設課

一般会計
(10) 教育費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 5 予算額	R 4 予算額	所属
9	(新規事業) 長寿命化対策事業費 (長寿命化改良事業費) (小学校)	学校施設更新に係るコストを縮減しつつ、良好な教育環境を確保するため、建物の長寿命化改修工事を実施する。 ・熊野小学校長寿命化対策事業（その1）設計業務委託 ・大久保小学校長寿命化対策事業（その1）設計業務委託 (R5～R6年度 債務負担行為)	30,200		学校施設課
10	屋内運動場建設事業費 (中学校)	老朽化への対応や耐震化が必要な屋内運動場の改築を行う。 ・山室中学校体育館解体工事 (全体計画) R4～R5年度 実施設計 R5年度 体育館解体工事 W造一部S造1階建	295,596	132,600	学校施設課
11	校舎改築事業費 (中学校)	耐震化が必要な中学校校舎の改築を行う。 ・西部中学校校舎改築（その2）工事 (R4～R5年度継続事業) (全体計画) R1年度 実施設計 R4～R5年度 改築工事 RC造3階建	1,032,586	468,600	学校施設課
12	学校教育事務費 (スクールロイヤー事業費)	学校で起こるいじめや不登校等の諸問題や保護者対応の内容が複雑化・多様化していることから、弁護士から法的視点に基づく助言を得ながら、より適切に対応する。	110	440	学校教育課
13	研修事業費 (主体的な学び研修会事業費)	「富山市学校教育指導方針」の重点事項である「主体性のある子どもの育成」に向けた取組を推進するため、「主体的な学び」の推進校及び推進モデル校を指定し公開授業を行うなど、小・中学校の教職員が「主体的な学び」について理解を深める自主研修会を実施する。 ・R5年度 推進校 芝園小、芝園中 推進モデル校 未定	247	247	学校教育課
14	(拡充事業) 児童生徒指導対策事業費 (スクールソーシャルワーカー配置事業費)	スクールソーシャルワーカーをR5年度より1名増員し、12名の配置とし、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童生徒や保護者に対する支援を行う。	14,848	13,620	学校教育課
15	外国語指導助手配置事業費	33名のALTを配置し、市内小・中学生の英語コミュニケーション能力の向上や市の英語教育の充実、国際理解の推進を図る。	173,635	164,653	学校教育課
16	スクールカウンセラー配置事業費	児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言、援助を行う。	3,781	3,783	学校教育課
17	スクールサポーター配置事業費	特別な配慮を要する児童生徒が通常の学級に在籍する学校や、特別支援学級の在籍者が多い学校について、学校生活や学習面において、個々のニーズに応じたきめ細やかな支援を行う。R4年に引き続き75名配置する。	104,603	87,609	学校教育課

一般会計
(10) 教育費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 5 予算額	R 4 予算額	所属
18	コミュニティ・スクール事業費	開かれた学校づくりをさらに推進するとともに、安定した学びの環境を確保し、地域・家庭・学校が一体となってよりよい教育の実現に向けて取り組む体制づくりを支援する。 ・R5年度 89校（市全域で実施する）	6,136	7,022	学校教育課
19	(拡充事業) 部活動指導員配置事業費	中学校の部活動に関して技術的な指導を行う部活動指導員を配置する。R5年度より2名増員し、13名配置する。	6,485	5,465	学校教育課
20	(新規事業) イェナプラン的教育推進事業費	イェナプラン教育の目標である「主体性」や「協調性」は本市の教育ビジョンと合致し、子どもたちの資質や能力を育むための重要な要素であることから、イェナプラン教育に関する調査研究を進めるとともに、学校関係者や保護者等に対して広く周知を図る。	7,953		学校教育課
21	(新規事業) 部活動カウンセラー配置事業費	豊富な運動の知識と経験を持つ部活動カウンセラーが学校を巡回し、生徒等のニーズに応じた適切な運動及び栄養に関する指導を行うほか、顧問や生徒等が抱える悩みへの助言を行う。また、カウンセラーによる部活動指導に関わる者を対象とした研修会を開催し、市内中学校の部活動における指導力の向上等に繋げる。	690		学校教育課
22	幼稚園子育て支援事業費	市立幼稚園において、預かり保育や親子サークルを実施し、地域の幼児教育センター的役割を担うことによって、子育て支援の充実を図る。	3,770	6,388	学校教育課
23	(新規事業) 学校保健事務費 (サミット給食負担金)	G7教育大臣会合が開催されるにあたり、おもてなし機運醸成を図るため、参加各国の料理を取り入れた給食（サミット給食）を実施するもの。	6,000		学校保健課
24	学校保健運営事業費 (小児生活習慣病予防対策事業費（すこやか検診）)	小児生活習慣病の症状のある子どもや、将来その病気になりやすい子どもを早期に発見し、元気が笑顔が輝く健康な子どもたちを育成するために検診を行う。 ・対象者 小学校4年生、中学校1年生 (前年度検診でA・要医療、B・経過観察判定を受けた児童生徒を含む) ・検診項目 血圧測定、腹囲測定、血液検査（総コレステロール、HDLコレステロール、LDLコレステロール、GPT検査、貧血検査、中性脂肪検査、HbA1c)	25,902	26,242	学校保健課
25	学校保健運営事業費 (小児生活習慣病予防対策事業費（すこやか教室）)	すこやか検診の結果から、小児生活習慣病の症状のある子どもや生活習慣病になりやすい子ども、その保護者を対象に、医師、栄養士による個別指導を実施する。	1,848	1,866	学校保健課
26	学校給食運営事務費 (小・中学校) 給食運営事務費 (幼稚園)	栄養教諭等による食指導の充実を図ることや、より充実かつ安全に配慮した学校給食を提供するため、H25年度から単独調理場において調理業務等の民間委託の導入を行う。	373,177	368,504	学校保健課
27	生涯学習推進事業費 (子どもかがやき教室事業費)	心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、学校や社会教育施設を活用して子どもたちの居場所を確保し、地域全体が主体となって、放課後や学校休業日にスポーツや文化活動などの様々な体験活動や交流活動を実施する。	9,746	10,019	生涯学習課

一般会計
(10) 教育費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 5 予算額	R 4 予算額	所属
28	ふるさとづくり推進事業費	市立公民館を拠点とした、地域の特色を生かしたふるさとづくり活動を支援する。 ・ふるさとづくり推進会議運営委託（82地区） ・公民館ふるさと講座開催委託（82地区） ・地域づくりふれあい総合事業補助金（82地区） ・ふるさとづくり推進研修事業運営委託（11ブロック） ・ふるさと活性化事業補助金 ・社会教育団体補助金（富山市ふるさとづくり推進連絡協議会）	36,152	36,272	生涯学習課
29	文化財保護事業費 (文化遺産等保存活用推進事業費)	岩瀬地区の文化財建造物をはじめとする文化遺産の活用推進により、まちづくりや郷土の歴史教育、文化保全等に資するもの。 ・富山市文化財保存活用地域計画策定事業（1年目/4カ年） ・（重文）旧森家住宅耐震対策事業（1年目/2カ年） ・旧米田家住宅の維持管理等	20,538	1,030	生涯学習課
30	博物館等利用促進事業費	県内の13市町村が連携して実施している「孫とおおかけ支援事業」を広くPRするために、ポスター、チラシの作成等を行う。	989	1,050	生涯学習課
31	公民館類似施設補助事業費	地域の生涯学習活動を促進するため、自治公民館の建設等に対して補助を行う。 ・新築・全面改築 2件 ・修繕 24件	15,000	19,170	生涯学習課
32	公民館建設事業費	生涯学習・地域活動の拠点となる市立公民館の施設整備を行う。 ・蜷川公民館改築実施設計 ・山室中部公民館改築基本設計等 ・旧長岡公民館解体工事	95,356	108,795	生涯学習課
33	展示開催事業費 (民俗民芸村)	郷土の民俗・民芸を中心に、歴史・文化・芸術に対する理解を深めるため、各館で連携企画展・企画展等を行う。 ・売薬資料館企画展 4回（うち連携企画関連スポット展示1回） ・篁牛人記念美術館蔵品展 3回（うち連携企画展1回） ・陶芸館連携企画展 1回 ・民俗資料館連携企画展 1回 ・民芸館・民芸合掌館連携企画展 1回 ・考古資料館連携企画展 1回 ・茶室円山庵連携企画展 1回	3,900	3,900	民俗民芸村
34	文化財保護事業費 (安田城跡歴史の広場再整備事業費)	安田城跡歴史の広場は、施設が著しく老朽化している。市民に歴史学習や憩いの場を提供する史跡公園として適切に維持管理するため、広場の再整備を行う。 ・堀の浚渫及び護岸改修工事 ・R6年度工事予定分の実施設計	55,850	91,684	埋蔵文化財センター
35	研修事業費 (教職員研修事業費)	豊かな人間性と優れた資質と能力、強い使命感を兼ね備えた教職員を養成するため、各年次に応じた体系的な教職員研修を実施するとともに、学び直しの研修の機会を提供する。 <主な研修> ・初任者・新規採用教員研修会 ・授業づくりに関する研修会 ・授業に関するリフレクション研修会 ・「特別の教科 道徳」指導に関する研修会	1,823	1,683	教育センター 学校教育課

一般会計
(10) 教育費

(単位：千円)

No.	事業名	概要	R 5 予算額	R 4 予算額	所属
36	カウンセリング推進事業費	児童生徒や保護者に充実した教育相談を行うために臨床心理士を3名配置する。	8,142	8,301	教育センター
37	ICT活用推進事業費	「個別最適化・協働的な学び」の実現に向け、教職員研修、プログラミング教材の整備、出前講座、一人1台端末活用支援等、ICT活用に関する支援を行う。	20,631	27,738	教育センター
38	総務学校管理事務費 (小・中学校)	情報及び情操教育に必要な教材教具の充足を図り、情報化時代に即応した心豊かな児童生徒の育成と特色ある学校づくり並びに教育の近代化に寄与することを目的とする。 ・教育ネットワークのクラウド化の実施設計 ・教育ネットワーク・校務支援システムの延長 ・保護者連絡システムと校務支援システムの連携に必要なライセンスの調達	552,991	524,044	教育センター
39	教育機器特別整備充実事業費 (学校教育情報化推進事業費) (小・中学校)	国のGIGAスクール構想に基づき整備した無線LAN環境及び児童生徒一人1台端末の利活用を促進する。 ・校内無線LAN環境整備 ・家庭用モバイルルーター貸出 ・学習用コンピュータ追加配備 ・無線アクセスポイントの運用管理ライセンス	186,519	138,884	教育センター
40	蔵書充実事業費	図書の計画的、系統的な購入や貴重資料の管理を行い、魅力ある書架となるよう蔵書の充実を図る。	86,493	86,497	図書館
41	知を深める市民交流推進事業費	学習や暮らし、ビジネスに役立つ情報提供、市民の読書普及及び図書館の利用促進を図るため、図書館交流行事を開催する。 大沢野図書館・大山図書館の移転開館に合わせたイベントやG7教育大臣会合等に関連した図書展示を行う。 ＜行事内容＞ ・作家による講演会 ・絵本の原画展 ・絵本作家によるワークショップや製本教室 ・本の読み聞かせ など	5,000	5,000	図書館
42	展示事業費 (科学博物館)	常設展示の維持管理を行うとともに、特別展や企画展を開催し、自然や科学への市民の関心を高める。	6,759	8,550	科学博物館
43	(新規事業) 科学博物館整備事業費 (展示更新計画策定事業費)	前回の展示更新から15年が経過し、展示等の一部が、社会情勢の変化や最新の科学技術に対応しきれていないことや、新たな天体観察機能の構築に関する検討が課題となっているため、外部有識者の意見を取り入れ、展示の更新や天体観察機能のあり方に関する調査・検討を行い、展示更新計画を策定する。	5,000		科学博物館
44	展示普及事業費 (郷土博物館)	郷土の歴史・文化・美術に関する特別展、館蔵品展等を開催することで、歴史、文化への市民の理解を深めるとともに、文化の振興や文化財保護の普及を図る。	8,000	8,143	郷土博物館

【総務事務費】

教育振興基本計画策定事業費について

[教育総務課]

(1) 予算額 917千円

〔 財源内訳 一般財源 917千円 〕

(2) 事業目的

少子化や人口減少、情報化など教育を取り巻く環境が急激に変化する中で、様々な課題を解決するための取組みを継続的かつ強力に推進する必要があることから、令和5年度を終期とする第2期富山市教育振興基本計画の次期計画として、第3期計画（令和6年度～令和10年度）を策定し、向こう5か年における本市が目指す教育の基本的な方向と講ずべき主な施策等を示すもの。

(3) 事業内容

- ア. 学識経験者、学校関係者、保護者代表等で構成する「（仮称）富山市教育振興基本計画懇話会」の開催
- イ. 教育委員会定例会、総合教育会議での審議
- ウ. パブリックコメントの実施

【不登校特例校設置検討事業費】

不登校特例校設置検討事業費について（新規）

[教育総務課]

(1) 予算額 7, 880 千円

財源内訳	国庫支出金	5, 000 千円
	一般財源	2, 880 千円

(2) 事業目的

不登校の児童生徒が増加傾向にある中、多様な学びの場を提供する方策のひとつとして、不登校特例校の設置を検討するための調査・研究を行うもの。

(3) 事業内容

不登校特例校設置の可能性に関する調査

ア. 先進事例の視察

イ. 保護者等へのニーズ調査

ウ. 有識者や関係機関等からの意見聴取

【総務学校管理事務費・校具整備事業費（小・中学校）】

相談室等環境整備事業費について（新規）

[教育総務課]

- (1) 予算額
- | | |
|-----------------------|---------|
| 小学校費 | 2,500千円 |
| 〔 財源内訳 一般財源 2,500千円 〕 | |
| 中学校費 | 2,500千円 |
| 〔 財源内訳 一般財源 2,500千円 〕 | |

(2) 事業目的

不登校対策の一環として、教室に入りづらい児童生徒が、学校内において心を落ち着かせ、居場所と感ずることができるよう、相談室等の環境を整備するもの。

(3) 事業内容

相談室等の備品及び消耗品の購入

【学校再編推進事業費】

学校再編推進事業費について

[学校再編推進課]

(1) 予算額 23,168千円

〔 財源内訳 一般財源 23,168千円 〕

(2) 事業目的

人口減少・少子化に伴い、市立小・中学校の小規模化が進んでおり、様々な教育的課題が生じている。より良い教育環境の確保や教育効果の向上を図るため、小・中学校再編による学校規模の適正化を図るもの。

(3) 事業内容

令和4年2月に策定した「富山市立小・中学校再編計画」に基づき、学校再編を着実に進めていくために、所要の取組みの周知に努め、意識醸成を図るとともに、地域や保護者との対話を進めていく。令和5年度は地域が主体となって学校再編の方向性について議論する地域協議会の設置に対する支援や、本市が目指す教育に対する理解醸成を図るための広報・啓発活動などを実施する。

また、「未来へつなぐ富山市の教育」に位置付けている「多様な学びの場」を提供する方策として、義務教育学校や小規模特認校などの特色ある学校のあり方について検討する。

- ア. 地域や保護者等との意見交換の実施
- イ. 再編の方向性を話し合う地域協議会の設置促進
- ウ. 学校設置類型別指針策定に向けた調査
- エ. ニュースレター発行やフォーラムの開催など広報・啓発活動の実施
- オ. 市立小・中学校閉校記念事業補助金（樫尾小学校）

学校建設費について

[学校施設課]

(単位：千円)

款	項	目	事業	予算額	財源内訳			事業内訳
					国県	市債	一般財源	
教育費	小学校費	学校建設費	学校施設整備事業費	106,550	6,600	43,000	56,950	施設改修工事等 106,550
			校舎増築事業費	336,252		290,800	45,452	新保小学校増築 R4～5継続事業 336,252
			校舎改築事業費	845,538	76,728	630,700	138,110	堀川小学校改築(その2) R4～5継続事業 845,538
			長寿命化対策事業費	30,200			30,200	(1)熊野小学校(その1)設計 26,000
								(2)熊野小学校コンクリート劣化調査 1,800
								(3)大久保小学校コンクリート劣化調査 2,400
	計	1,318,540	83,328	964,500	270,712			
	中学校費	学校建設費	学校施設整備事業費	158,230	12,000	124,500	21,730	施設改修工事等 158,230
			屋内運動場建設事業費	295,596		226,500	69,096	(1)山室中学校設計 R4～5債務負担行為 24,618
								(2)山室中学校解体 267,813
								(3)上滝中学校改築 3,165
			校舎改築事業費	1,032,586	138,819	725,200	168,567	西部中学校改築(その2) R4～5継続事業 1,032,586
	計	1,486,412	150,819	1,076,200	259,393			
	幼稚園費	幼稚園費	施設整備事業費	600			600	施設改修業務委託 600
			計	600			600	
合計				2,805,552	234,147	2,040,700	530,705	

【イエナプラン的教育推進事業費】

イエナプラン的教育推進事業費について（新規）

[学校教育課]

(1) 予算額 7,953千円

〔 財源内訳 一般財源 7,953千円 〕

(2) 事業目的

イエナプラン教育の理念である「主体性」や「協調性」の獲得は、本市が目指している子どもたちに必要な資質や能力の育成に効果的であると考えられることから、イエナプラン教育の本場であるオランダの学校を視察し、現地の教育関係者との意見交換を行うほか、国内先進校での取組みについて研究し、フォーラム等の開催を通じて学校関係者や保護者への周知を図るもの。

(3) 事業内容

ア. 先進国の視察

オランダのイエナプラン・スクール視察及び意見交換

イ. 国内視察

イエナプラン認定校等の視察（2校程度）

ウ. フォーラムの開催

基調講演及びシンポジウム

エ. 教職員研修会の開催

イエナプラン教育の専門家を講師とした研修会

【部活動カウンセラー配置事業費】

部活動カウンセラー配置事業費について（新規）

[学校教育課]

(1) 予算額 690千円

〔 財源内訳 一般財源 690千円 〕

(2) 事業目的

中学校の部活動を巡回し、運動及び栄養に関するもののほか、必要に応じ顧問や生徒が抱える悩みへの助言等を行う部活動カウンセラーを中学校2校に試験的に配置し、学校における部活動の実施体制の充実及び教職員の負担軽減に関する効果を検証するもの。

また、顧問教員、地域指導者、部活動指導員等を対象に、部活動カウンセラーによる研修会を実施し、広く市内中学校の部活動における指導力の向上を目指すもの。

(3) 事業内容

令和5年度配置校数 2校（堀川中学校、八尾中学校）

【学校保健事務費】

サミット給食負担金について（新規）

[学校保健課]

(1) 予算額 6,000千円

〔 財源内訳 一般財源 6,000千円 〕

(2) 事業目的

本市及び金沢市においてG7教育大臣会合が共同開催されるにあたり、児童生徒が世界の食文化に触れることにより、他国への興味や関心を引き出し、理解を深めるとともに、サミットのおもてなし機運の醸成を図るもの。

(3) 事業内容

4月17日（月）から5月12日（金）にかけて、G7教育大臣会合に参加する主要7か国の料理を取り入れた給食「サミット給食」を実施する。
 なお、実施にあたり、1食あたりの単価が基準額より高くなるため、不足する食材料費について、市が負担するもの。

負担額：児童生徒・教職員 32,000人分×188円≒6,000千円

《献立（案）》

4/17（月）から5/12（金）に提供。 ※実施日は各学校によって異なる。						
イギリス	アメリカ	カナダ	イタリア	ドイツ	日本	フランス
・食パン ・牛乳 ・オムレツ ・海藻サラダ ・マルガトーニ ・紅茶ムース	・ごはん ・オレンジ ジュース ・アメリカン ビーフステーキ ・そえ野菜 ・白いんげん 豆のトマト煮	・食パン ・牛乳 ・サーモンフライ ・ブロッコリー サラダ ・クリーム チャウダー ・メープルジャム	・フォカッチャ ・牛乳 ・ホキのイタリア レモンソース ・グリーンアスパ ラのコントロールノ ・ラガー・アッラ・ ポロネーゼ	・パン ・牛乳 ・フリカデレ ・ザワークラウト ・アイントプフ	・富富富の 五目ごはん ・牛乳 ・しろえびの かき揚げ ・とろろ昆布和え ・大門そうめん汁	・ごはん ・牛乳 ・チーズクロケット ・ジュリエヌ サラダ ・ブイヤベース ・ブラマンジェ

【公民館建設事業費】

公民館建設事業費について

[生涯学習課]

(1) 予算額 95,356千円

財源内訳	市債	76,600千円
	一般財源	18,756千円

(2) 事業目的

生涯学習や地域活動の拠点となる市立公民館の施設整備を行うもの。

(3) 事業内容

- ア. 蛭川公民館改築事業（蛭川児童館等を併設）
実施設計
- イ. 山室中部公民館改築事業
基本設計・地質調査
- ウ. 旧長岡公民館解体工事

(4) 債務負担行為

事項	期間	限度額
山室中部公民館改築工事 実施設計業務委託費	令和5年度 ～令和6年度	19,300千円

【科学博物館整備事業費】

展示更新計画策定事業費について（新規）

[科学博物館]

(1) 予算額 5,000千円

〔 財源内訳 一般財源 5,000千円 〕

(2) 事業目的

前回の展示更新から15年が経過し、展示内容や装置の一部については、社会情勢の変化や最新の科学技術に対応しきれていないこと、また、天体観察機能の再構築が課題となっている。

これらのことから、展示や天体観察機能のあり方に関し調査・検討するとともに、外部有識者の意見を参考に更新計画の策定を行うもの。

(3) 事業内容

次の事項を含む展示更新計画（案）を業務委託により作成する。

ア. 複数年で順次部分的に行う展示更新

これまでの一括した展示更新から、来館ごとに変化を感じられるよう複数年をかけた展示更新とし、更新費用の平準化を図る。

このため、順次更新する展示物や展示装置の選定、更新内容及び時期、さらには休館期間を最小限とする展示更新の手法等について、調査・検討を行う。

イ. 天体観察機能の再構築

新しいプラネタリウムとの連携を考慮した天体観察機能のあり方について、方針を定める。

議案第 2 5 号

富山市猪谷関所館条例の一部を改正する条例制定の件
富山市猪谷関所館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市猪谷関所館条例の一部を改正する条例

富山市猪谷関所館条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 8 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し中「会議室等の」を削り、同条第 1 項中「次の施設」を「会議室」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「前項の施設（以下「会議室等」という。）」を「会議室」に、「会議室等の」を「会議室の」に改め、同条第 6 項及び第 7 項中「会議室等」を「会議室」に改める。

第 6 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該使用料の額に 5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 1 0 円未満の端数があるときは、これを 1 0 円に切り上げるものとする。

別表 2 使用料の表中「大集会室」を「会議室」に改め、同表和室の項を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 冷房又は暖房期間中に使用する場合は、この表に定める額の 2 0 パーセントに相当する額を加算する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

富山市猪谷関所館条例の一部改正について

[大沢野教育行政センター]

(1) 趣旨

富山市猪谷関所館の貸出施設の名称を変更すること等から、富山市猪谷関所館条例の一部改正を行うもの。

(2) 改正内容

- ア. 貸出施設の名称変更
 - (変更前) 大会議室
 - (変更後) 会議室
- イ. 貸出施設の変更
 - (変更前) 大会議室、和室
 - (変更後) 会議室
- ウ. 冷房及び暖房期間中の使用料の加算規定の追加等

(3) 施行期日

令和5年4月1日

議案第 2 6 号

富山市いじめ問題対策連絡協議会等条例制定の件
富山市いじめ問題対策連絡協議会等条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市いじめ問題対策連絡協議会等条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 富山市いじめ問題対策連絡協議会（第 2 条—第 9 条）

第 3 章 富山市教育委員会いじめ問題対策委員会（第 1 0 条—第 1 8 条）

第 4 章 富山市いじめ問題再調査委員会（第 1 9 条—第 2 1 条）

第 5 章 雑則（第 2 2 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号。以下「法」という。）に基づき富山市が設置する富山市いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 富山市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第 2 条 法第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、富山市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 3 条 連絡協議会は、法第 1 4 条第 1 項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議し、並びに当該機関及び団体相互の連絡調整を行うものとする。

(組織)

第4条 連絡協議会は、委員15人以内をもって組織する。

(会長)

第5条 連絡協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第6条 委員は、次に掲げる者のうちから、富山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(1) 学校教育の関係者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 学識経験のある者

(4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第7条 連絡協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 連絡協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 連絡協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 連絡協議会は、必要があると認める場合には、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

第3章 富山市教育委員会いじめ問題対策委員会

(設置)

第10条 法第14条第3項の規定に基づき、富山市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第11条 対策委員会は、法第1条に規定するいじめの防止等のための対策、法第28条第1項に規定する重大事態その他教育委員会が必要と認める事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、又はこれらの事項について、教育委員会に意見を述べるものとする。

(組織)

第12条 対策委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第13条 対策委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第14条 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(臨時委員)

第15条 教育委員会は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会議)

第16条 対策委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 対策委員会は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項並びに次条第2項及び第4項において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（部会）

第17条 対策委員会に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員6人以内をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長が指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第8条、第13条第2項及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、第13条第2項並びに前条第1項及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた）」とあるのは「部会の委員（当該部会に委員長に指名された臨時委員がある場合にあっては、その）」と、同条第3項中「委員の」とあるのは「部会の委員の」と読み替えるものとする。

6 対策委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって対策委員会の議決とすることができる。

（準用）

第18条 第6条第2項から第4項まで、第8条及び第9条の規定は、対策委員会について準用する。

第4章 富山市いじめ問題再調査委員会

（設置）

第19条 法第30条第2項の規定に基づき、富山市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第20条 再調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項

の規定による調査の結果について、調査審議する。

(準用)

第21条 第6条第2項から第4項まで、第8条、第9条及び第12条から第17条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第9条中「教育委員会事務局」とあるのは「企画管理部」と、第14条並びに第15条第1項及び第2項中「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

2 この条例に定めるもののほか、対策委員会又は再調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がそれぞれ対策委員会又は再調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年富山市条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

介護認定審査会及び障害支援区分判定審査会	合議体の長	日額 19,000円
	合議体の長以外の委員	日額 17,000円

を

」

「

介護認定審査会及び	合議体の長	日額 19,000円
-----------	-------	------------

障害支援区分判定審査会		00円
	合議体の長 以外の委員	日額 17,000円
富山市教育委員会いじめ問題対策委員会の委員及び臨時委員並びに富山市いじめ問題再調査委員会の委員及び臨時委員（以下この表において「いじめ問題対策委員会委員等」という。）		日額30,000円を超えない範囲内において任命権者が定める額

に

」

改め、「障害支援区分判定審査会委員」の次に「、いじめ問題対策委員会委員等」を加える。

富山市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定 について

[学校教育課]

(1) 趣旨

いじめ防止対策推進法に基づき、富山市いじめ問題対策連絡協議会その他の組織を設置するもの。

(2) 内容

①富山市いじめ問題対策連絡協議会の設置

ア 所掌事項

いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項についての協議並びに当該機関及び団体相互の連絡調整

イ 委員の委嘱、定数及び任期

(ア) 委員の委嘱

委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- ・学校教育の関係者
- ・関係行政機関の職員
- ・学識経験のある者
- ・その他教育委員会が必要と認める者

(イ) 委員の定数 15人以内

(ウ) 委員の任期 2年

ウ 関係者の出席等の求め

富山市いじめ問題対策連絡協議会は、必要があると認める場合には、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができることとする。

②富山市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置

ア 所掌事項

いじめ防止対策推進法第1条に規定するいじめの防止等のための対策、同法第28条第1項に規定する重大事態その他教育委員会が必要と認める事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、又はこれらの事項について、教育委員会に意見を述べること。

イ 委員の委嘱、定数及び任期

(ア) 委員の委嘱

委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(イ) 委員の定数 10人以内

(ウ) 委員の任期 2年

ウ 臨時委員

教育委員会は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができることとする。

エ 関係者の出席等の求め

富山市教育委員会いじめ問題対策委員会は、必要があると認める場合には、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができることとする。

③富山市いじめ問題再調査委員会の設置

ア 所掌事項

市長の諮問に応じて、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議すること。

イ 委員の委嘱、定数及び任期

(ア) 委員の委嘱

委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(イ) 委員の定数 10人以内

(ウ) 委員の任期 2年

ウ 臨時委員

市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができることとする。

エ 関係者の出席等の求め

富山市いじめ問題再調査委員会は、必要があると認める場合には、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができることとする。

④附則で、富山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

②及び③の委員会の委員及び臨時委員に係る報酬及び費用弁償の額を定めるもの

ア 報酬の額

日額30,000円を超えない範囲内において任命権者が定める額

イ 費用弁償の額

市長が任命権者と協議して定める額

(3) 施行期日

令和5年4月1日

議案第 27 号

富山市科学博物館条例等の一部を改正する条例制定の件
富山市科学博物館条例等の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 5 年 2 月 27 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市科学博物館条例等の一部を改正する条例

(富山市科学博物館条例の一部改正)

第 1 条 富山市科学博物館条例(平成 17 年富山市条例第 261 号)
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、博物館法(昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。)第 18 条の規定に基づき」を削る。

第 11 条第 1 項中「法第 20 条」を「博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 23 条」に改める。

(富山市郷土博物館条例の一部改正)

第 2 条 富山市郷土博物館条例(平成 17 年富山市条例第 262 号)
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、博物館法(昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。)第 18 条の規定に基づき」を削る。

第 11 条第 1 項中「法第 20 条」を「博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 23 条」に改める。

(富山市民俗民芸村条例の一部改正)

第 3 条 富山市民俗民芸村条例(平成 17 年富山市条例第 263 号)
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、博物館法(昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。)第 18 条の規定に基づき」を削る。

第 10 条第 1 項中「法第 20 条」を「博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 23 条」に改める。

(富山市大山歴史民俗資料館条例の一部改正)

第4条 富山市大山歴史民俗資料館条例（平成17年富山市条例第273号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき」を削る。

第3条中「法」を「博物館法（昭和26年法律第285号）」に改める。

第7条中「富山市教育委員会」の次に「（以下「委員会」という。）」を加える。

第8条第1項中「館長」を「委員会」に改める。

（富山市ガラス美術館条例の一部改正）

第5条 富山市ガラス美術館条例（平成26年富山市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、博物館法（昭和26年法律第285号。第12条において「法」という。）第18条の規定に基づき」を削る。

第12条第1項中「法第20条」を「博物館法（昭和26年法律第285号）第23条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

富山市科学博物館条例等の一部改正について

[生涯学習課]

(1) 趣旨

令和5年4月1日に博物館法の改正がされること等から、富山市科学博物館条例、富山市郷土博物館条例、富山市民俗民芸村条例、富山市大山歴史民俗資料館条例、富山市ガラス美術館条例の一部改正を行うもの。

(2) 改正内容

- ア. 法第18条（公立博物館の設置に関する事項）の削除に伴い、関係条例から当該条項に関する記載を削る。
- イ. 法第20条（博物館協議会に関する事項）の第23条への変更に伴い、関係条例の当該条項を変更する。
- ウ. 運営協議会に関する条項中、「館長」を「委員会」に変更する。
(大山歴史民俗資料館条例のみ。)

(3) 施行期日

令和5年4月1日

富山市大山歴史民俗資料館条例施行規則の一部改正について

[大山教育行政センター]

(1) 趣旨

当資料館は、昭和59年に地域活性化のために小見地区亀谷に建設され、館内には常願寺川の治水と発電、有峰の歴史と文化、地域ゆかりの三賢人などを展示するとともに、県・市指定文化財を含む多くの収蔵品を保管している。

しかし、冬季は積雪が多く、近隣の有峰林道が閉鎖されることに加え、集客増の相乗効果をもたらす周辺施設が閉館となるなど、今後も大幅な利用者増が見込めないことから、冬季（1月から3月）期間を休館とし、それに伴い施行規則の一部を改正するもの。

(2) 改正内容

現 行

（休館日）

第3条 資料館の休館日は次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

（1）略

（2）略

（3）12月28日から翌年の1月4までの日

改正案

（休館日）

第3条 資料館の休館日は次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

（1）略

（2）略

（3）12月28日から翌年の3月31日までの日

(3) 施行期日

令和5年4月1日

令和4年度末教員異動方針

富山市教育委員会

1 総括

富山県教育委員会の異動方針及び留意事項に基づき、富山市の教育の現状を踏まえるとともに将来を見通し、全市的視野にたつて効果的な人材配置を行い、教育活動の活性化を図り教育水準の向上を期する。

2 登用（内申）

・ 校長

富山県市町村立学校長任用候補者名簿に登載された者の中から内申する。

・ 教頭

富山県市町村立学校教頭任用候補者名簿に登載された者の中から内申する。

3 転任（内申）

- ・ 各小中学校と地域の実態把握に努め、全市的な視野にたつて異動を行う。
- ・ 県教育委員会や他市町村教育委員会と連携をとり、異校種及び他地教委との広域的な交流を行う。
- ・ 居住地、通勤方法並びに本人の希望等について考慮しながら、教育活動の活性化と教育水準の向上を図ることを優先課題とし、適正かつ効果的であり、適材適所となるような配置を行う。
- ・ 同一校勤務が長期にわたる者については、学校の状況を勘案しながら転任を行う。特に10年以上の者は、原則として転任を行う。また、初任者については、原則5年以内に転任を行う。
- ・ 同一校勤務が2年に満たない者は、原則として転任させない。

4 新規採用教員

新規採用教員については、学校の規模及び年齢構成、前年度までの受け入れ状況等を勘案した配置になるよう努める。

学校統合に関するアンケート調査 集計結果

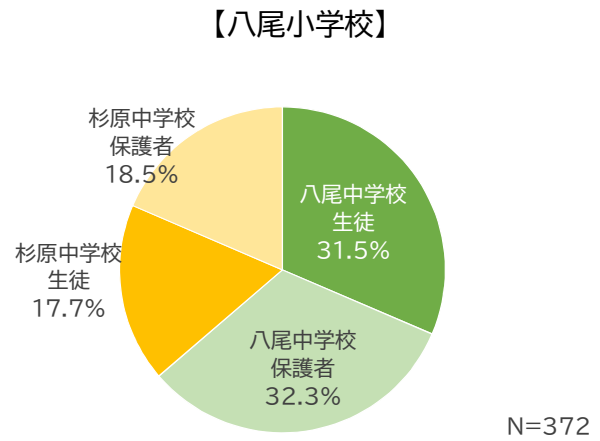
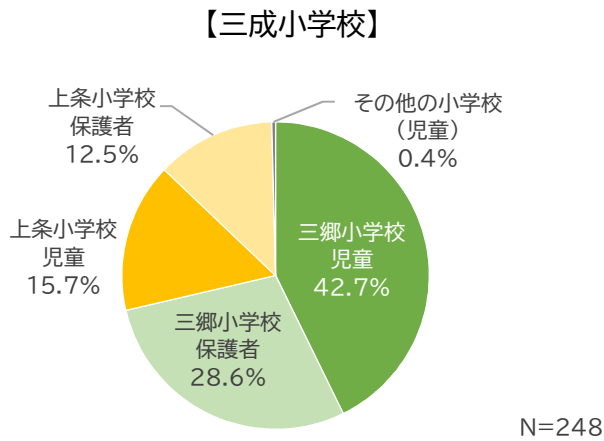
I 調査の概要

実施主体	富山市教育委員会
調査対象	三成小学校 2・3 年生及びその保護者 114 人 三成小学校 4～6 年生及びその保護者 182 人 八尾中学校 2・3 年生及びその保護者 596 人
調査方法	Google フォームによる Web 回答
調査期間	令和 4 年 10 月 4 日～10 月 11 日
回答数(率)	三成小学校 2・3 年生:児童 56 件(98.2%)、保護者 31 件(54.4%) 三成小学校 4～6 年生:児童 90 件(98.9%)、保護者 71 件(78.0%) 八尾中学校 2・3 年生:生徒 183 件(61.4%)、保護者 189 件(63.4%)

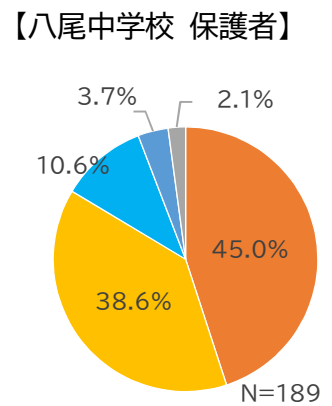
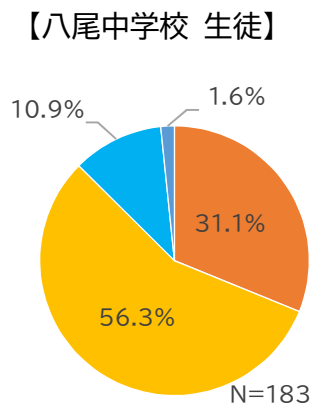
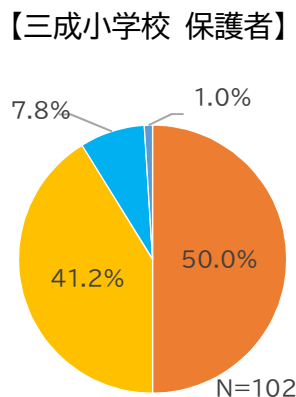
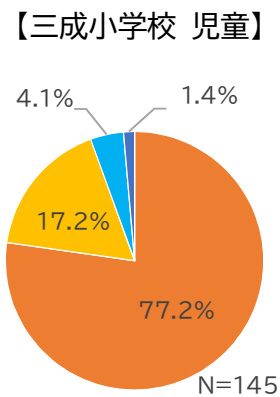
II 集計結果

※グラフ中の数値は小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある。

1 統合前の通学先(1 つ選択)



2 統合してよかったか(1 つ選択)

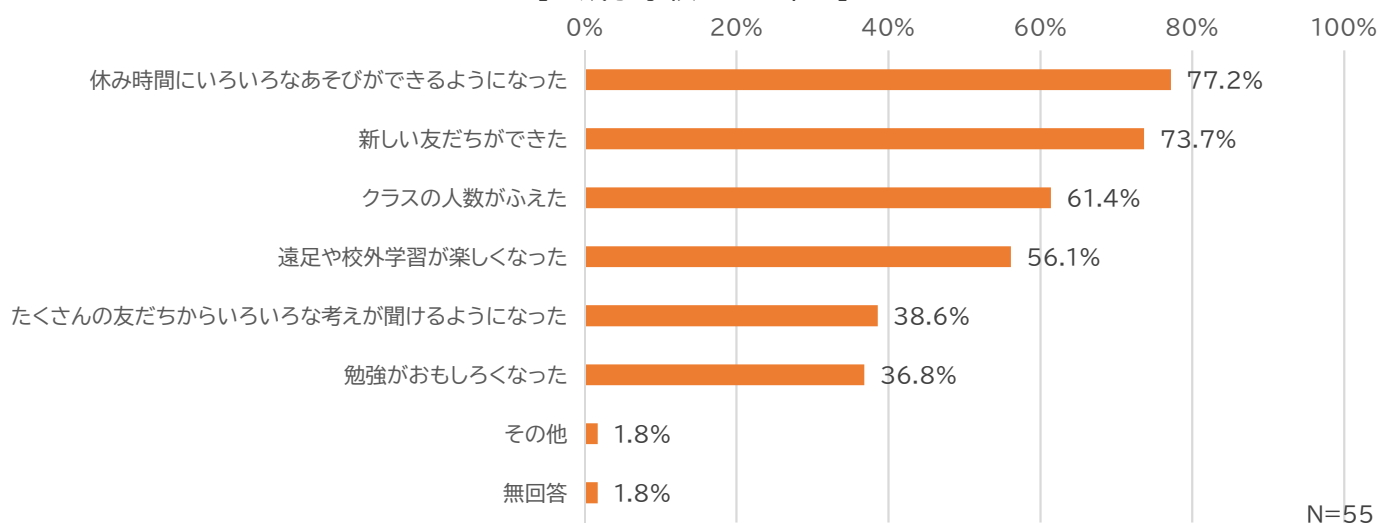


■良かった ■どちらかという良かった ■どちらかという良くなかった ■良くなかった ■無回答

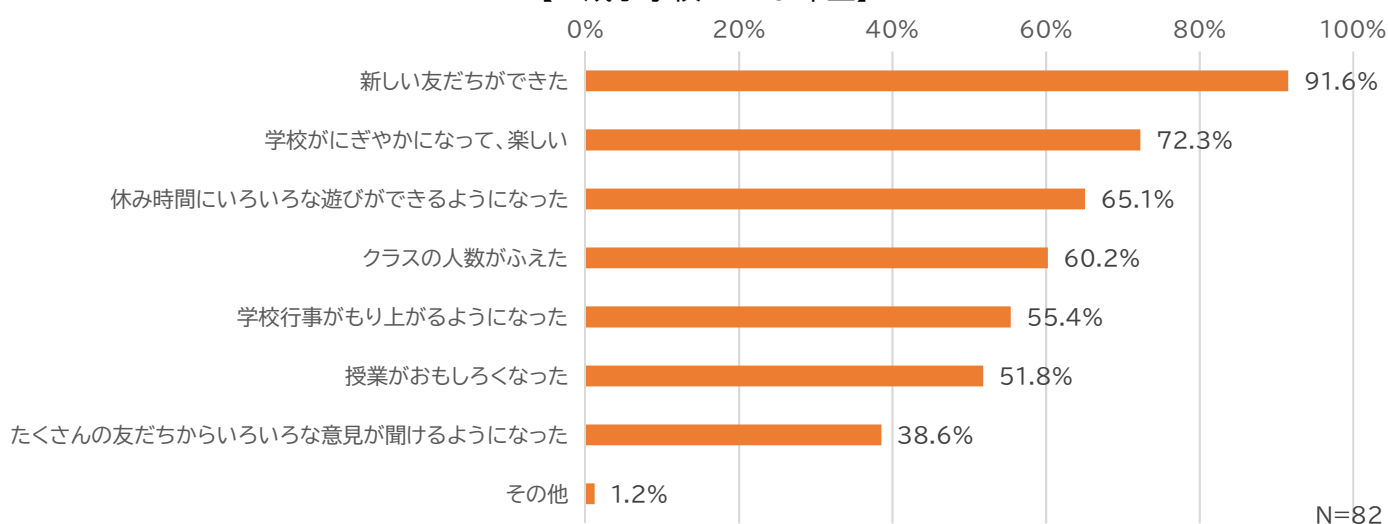
3 統合してよかった理由

(2で「良かった」または「どちらかという良かった」と回答した者、複数選択可)

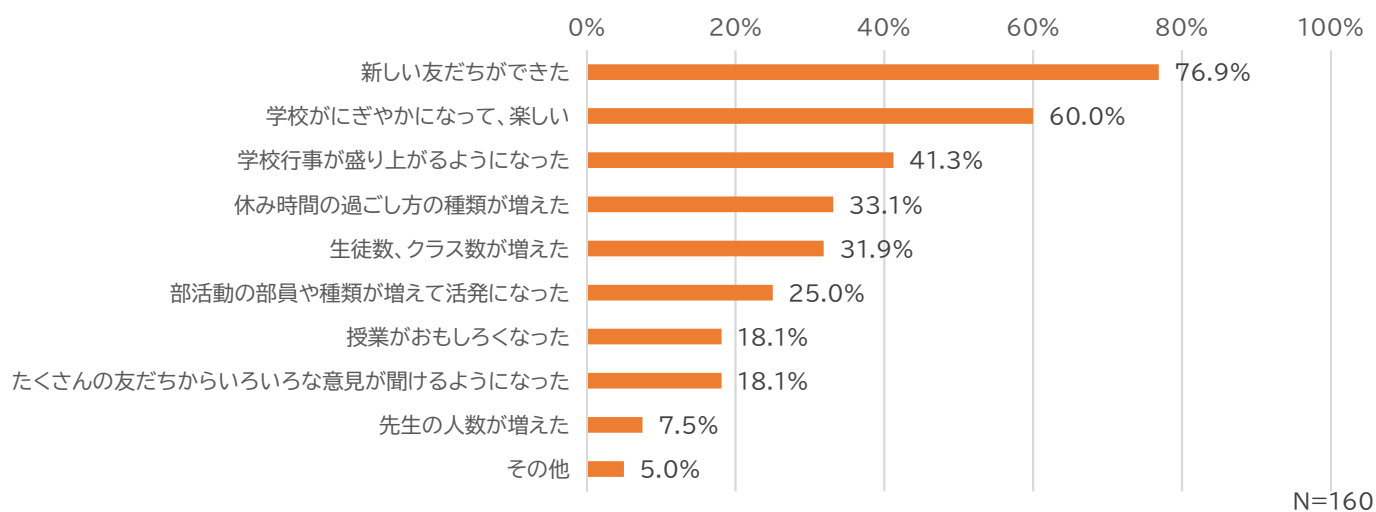
【三成小学校 2・3年生】



【三成小学校 4～6年生】



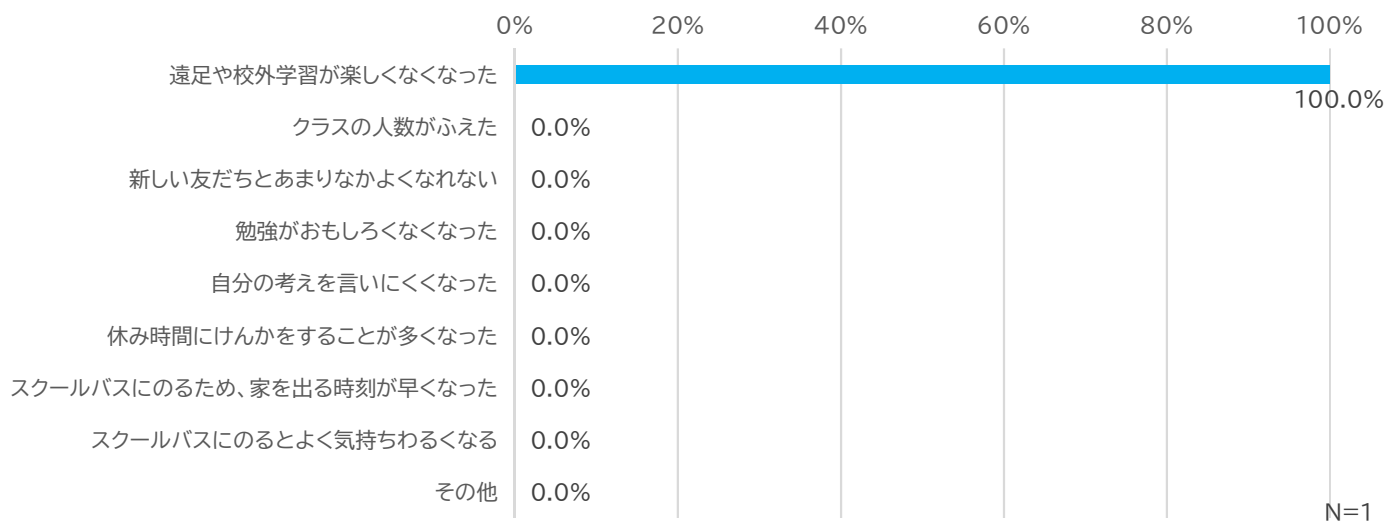
【八尾中学校 生徒】



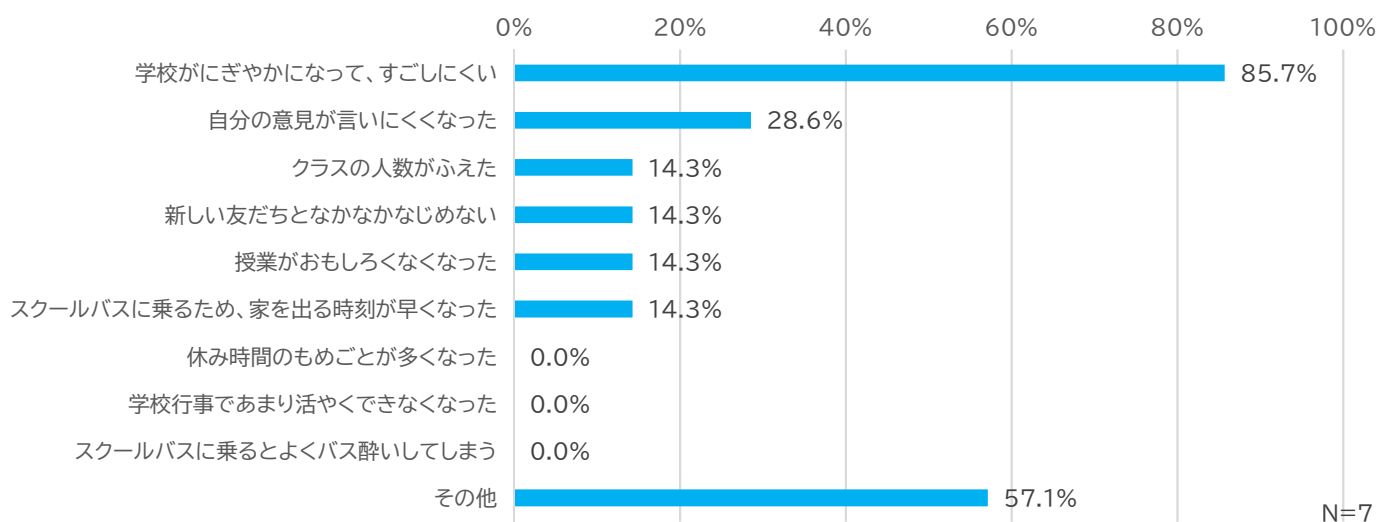
4 統合してよくなかった理由

(2で「良くなかった」または「どちらかというと良くなかった」と回答した者、複数選択可)

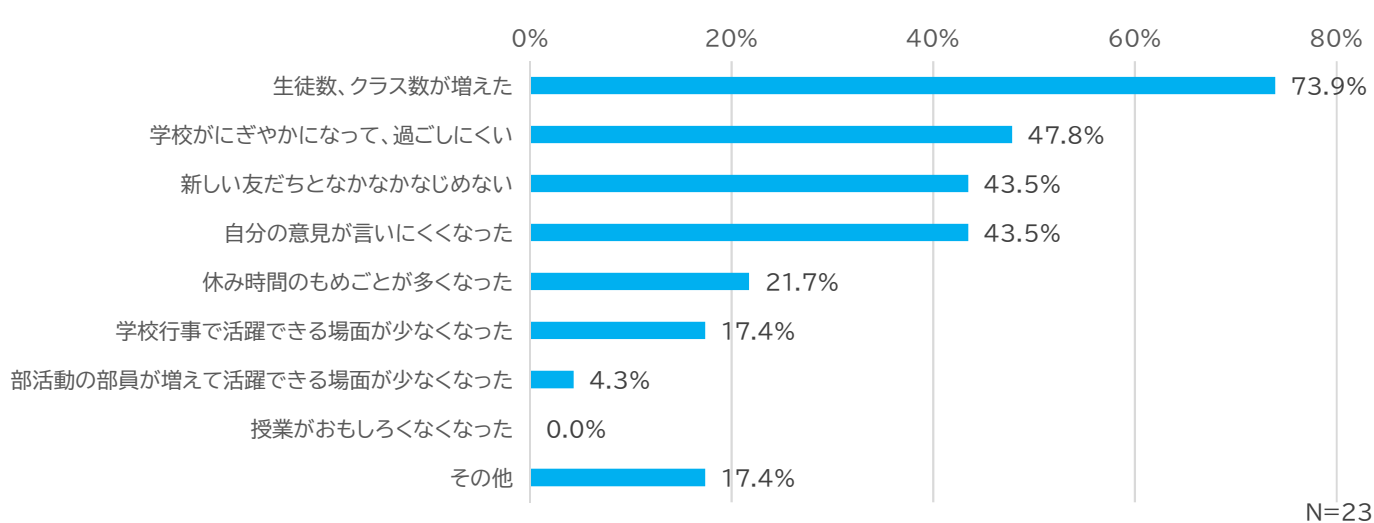
【三成小学校 2・3年生】



【三成小学校 4～6年生】

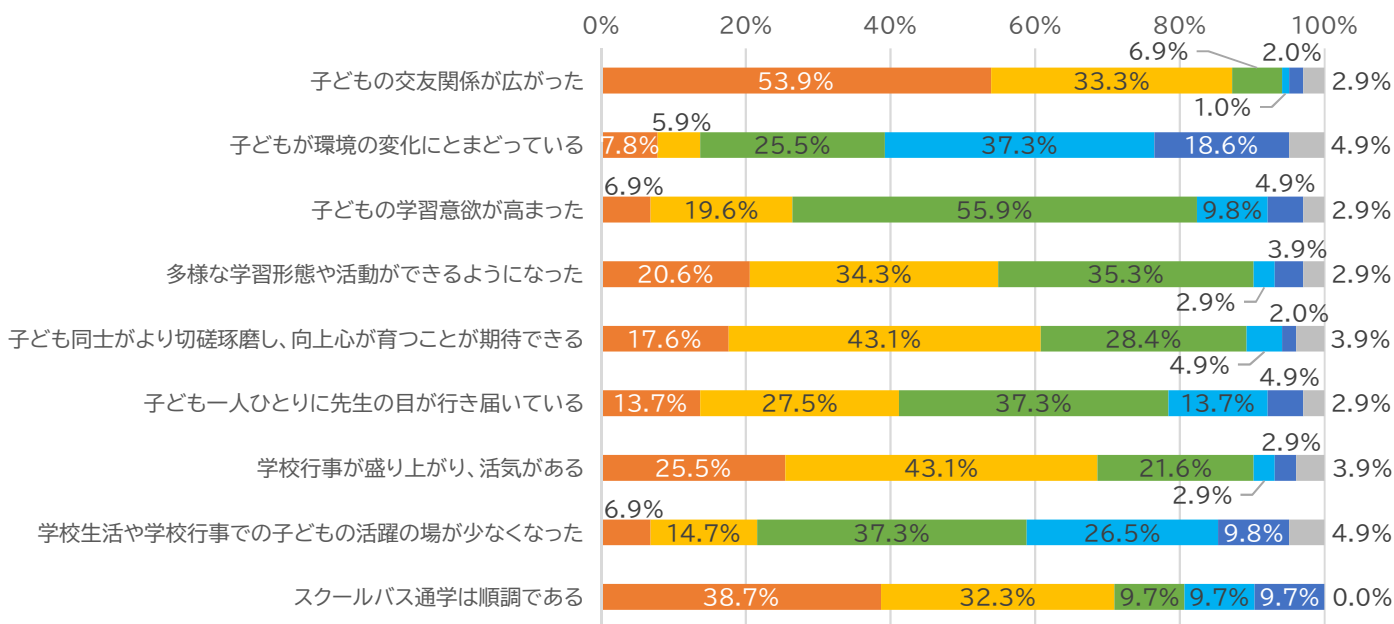


【八尾中学校 生徒】



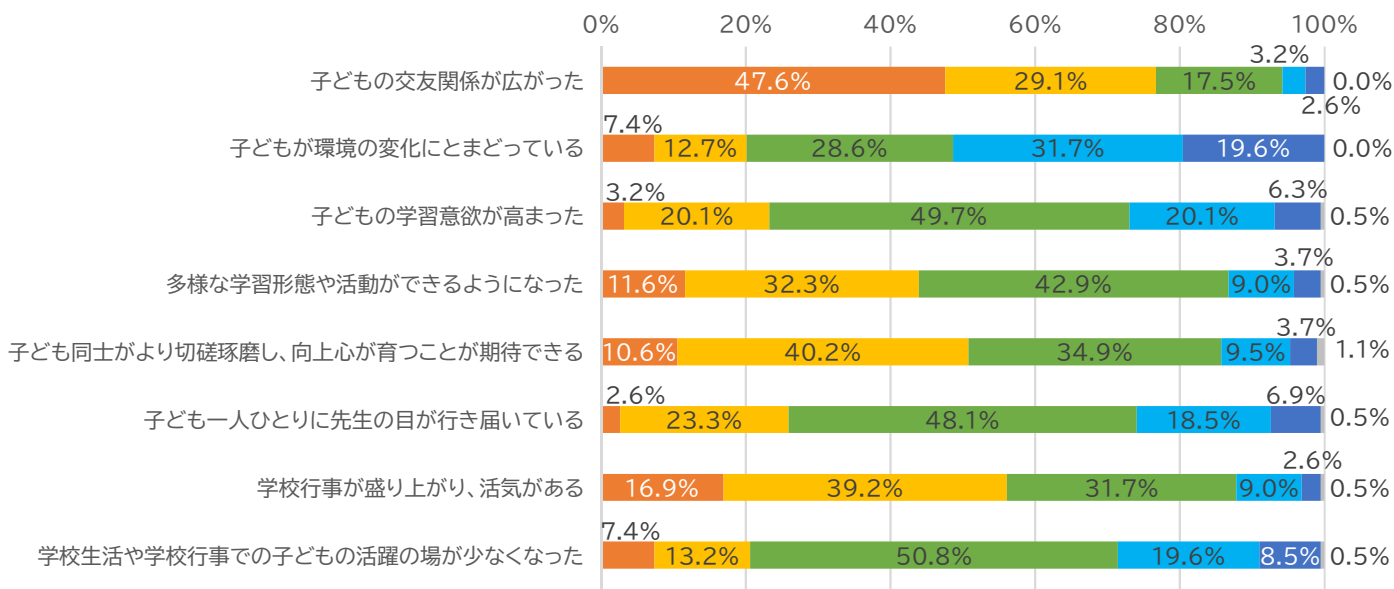
5 統合後の子どもの学校生活等について(各1つ選択)

【三成小学校 保護者】



■そう思う ■どちらかというと思う ■どちらともいえない・わからない ■どちらかというと思わない ■そう思わない ■無回答 N=102

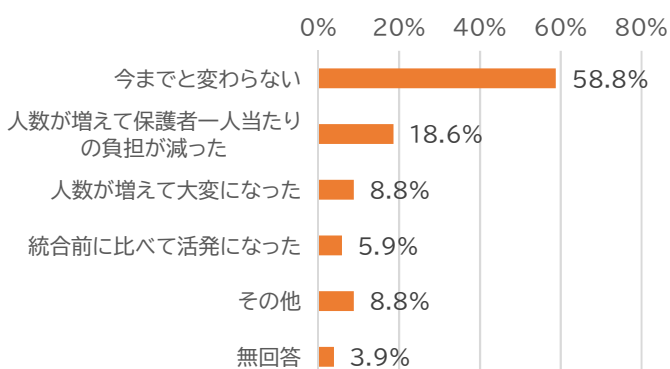
【八尾中学校 保護者】



■そう思う ■どちらかというと思う ■どちらともいえない・わからない ■どちらかというと思わない ■そう思わない ■無回答 N=189

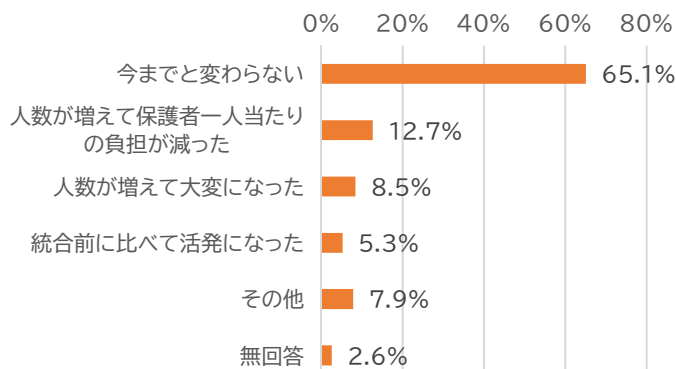
6 統合後のPTA活動について(各1つ選択)

【三成小学校 保護者】



N=102

【八尾中学校 保護者】



N=189

子どもたちの教育環境に関するアンケート調査 集計結果(単純集計)

[学校再編推進課]

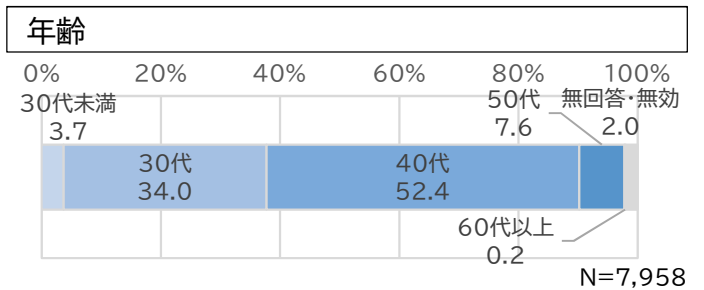
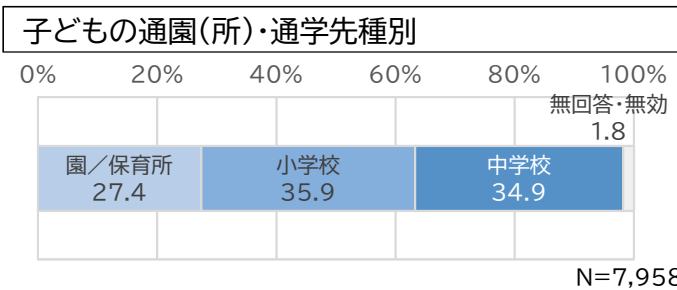
I 調査の概要

実施主体	富山市教育委員会
調査対象	市内の幼稚園・保育所等に通う3歳児、市立小学校4年生及び市立中学校2年生の保護者9,386人(全数調査)
調査方法	幼稚園・保育所等及び小・中学校を通じてアンケート調査票を配布・回収
調査期間	令和4年11月1日～11月8日
配布数及び回収数(率)	配布数9,386通 回収数7,958通(回収率84.8%)

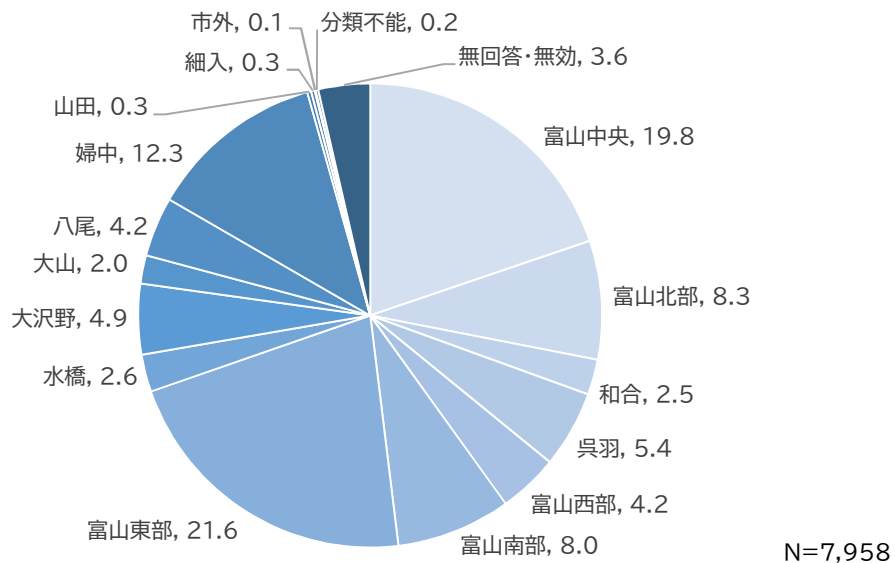
II 集計結果

※グラフ中の数値は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

1 回答者の属性

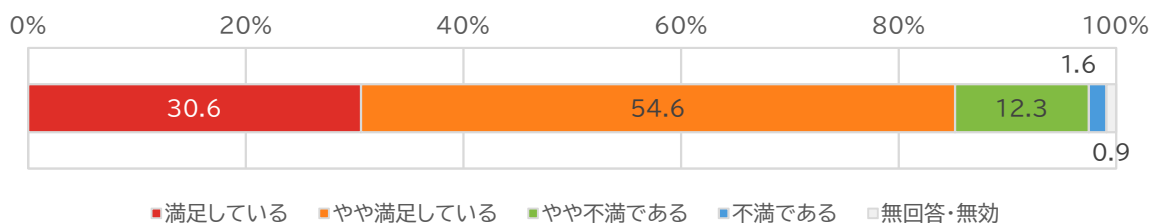


地域生活圏

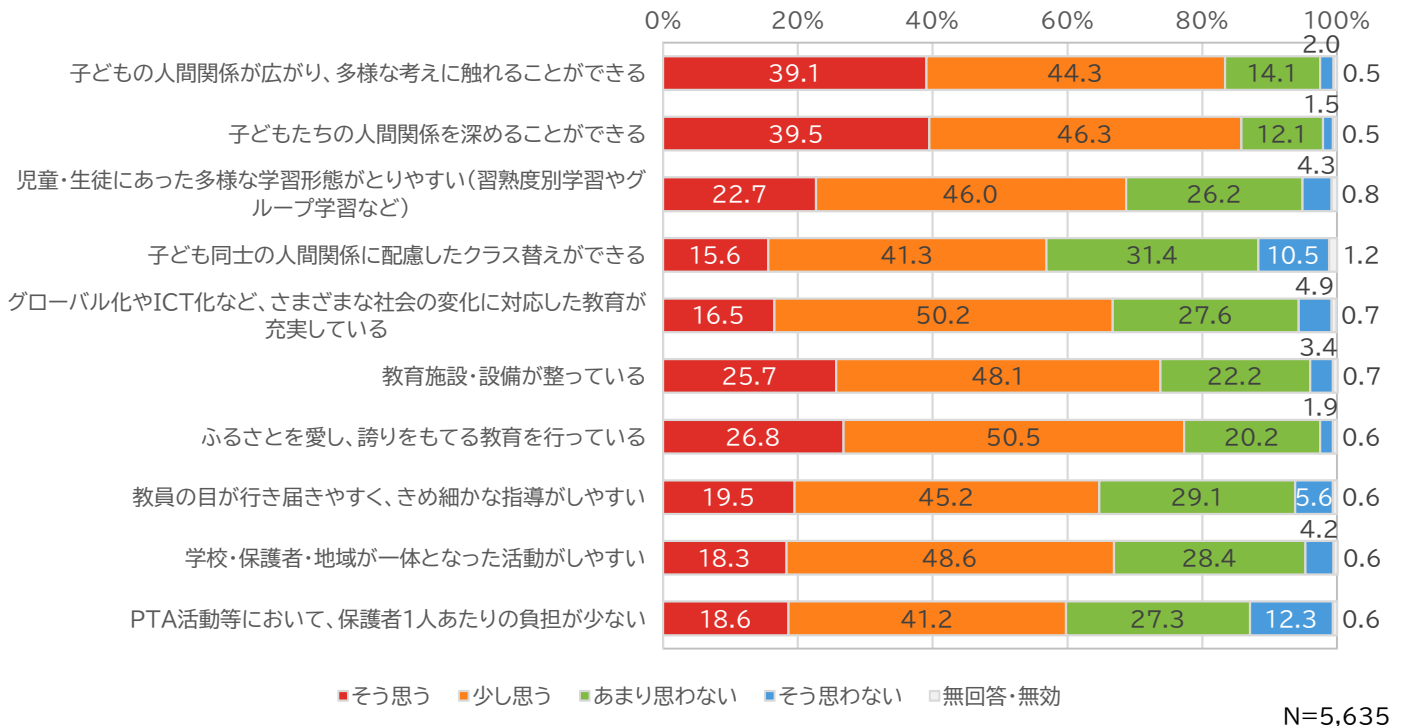


2 教育環境について

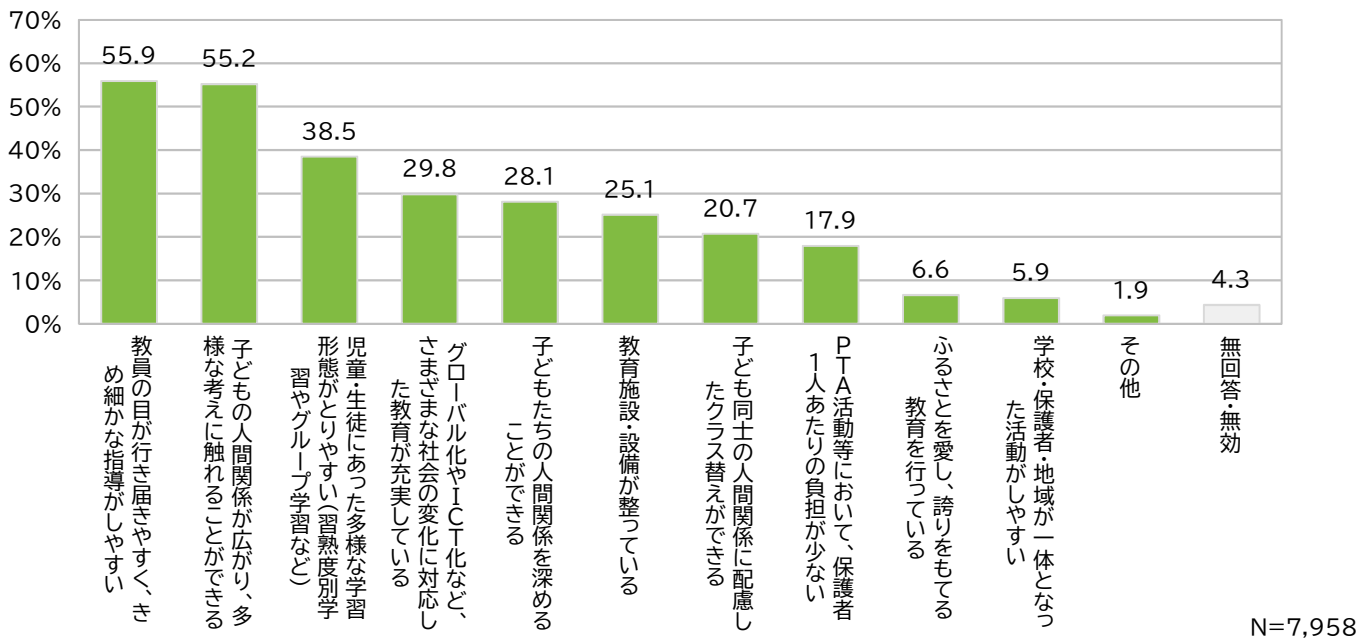
問 2(1) お子様が生徒通学している学校について、学習面、生活面、通学面などを総合した満足度を選んでください。(1つ選択、小・中学生の保護者のみ回答)



問 2(2) お子様が生通学している学校について、各項目であなたの考えに近い選択肢を選んでください。(各1つ選択、小・中学生の保護者のみ回答)

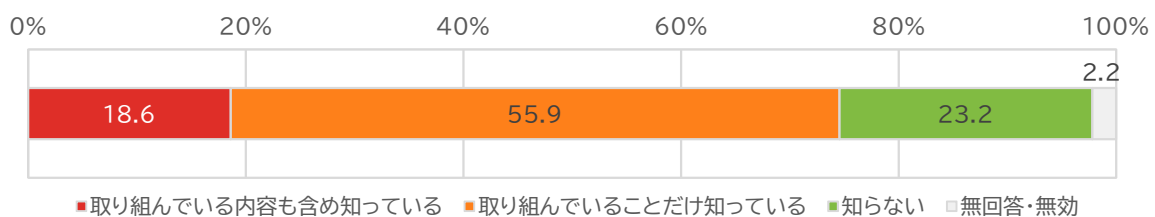


問 3 どのような学校にお子様を通わせたいですか。(3つ選択)

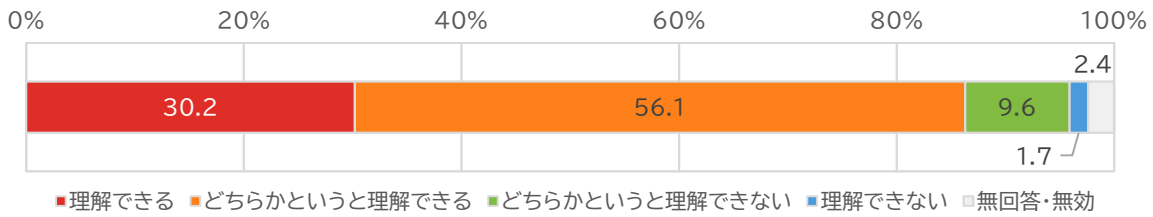


3 学校再編について

問 4 本市が市立小・中学校の再編に取り組んでいることについてご存じですか。(1つ選択)

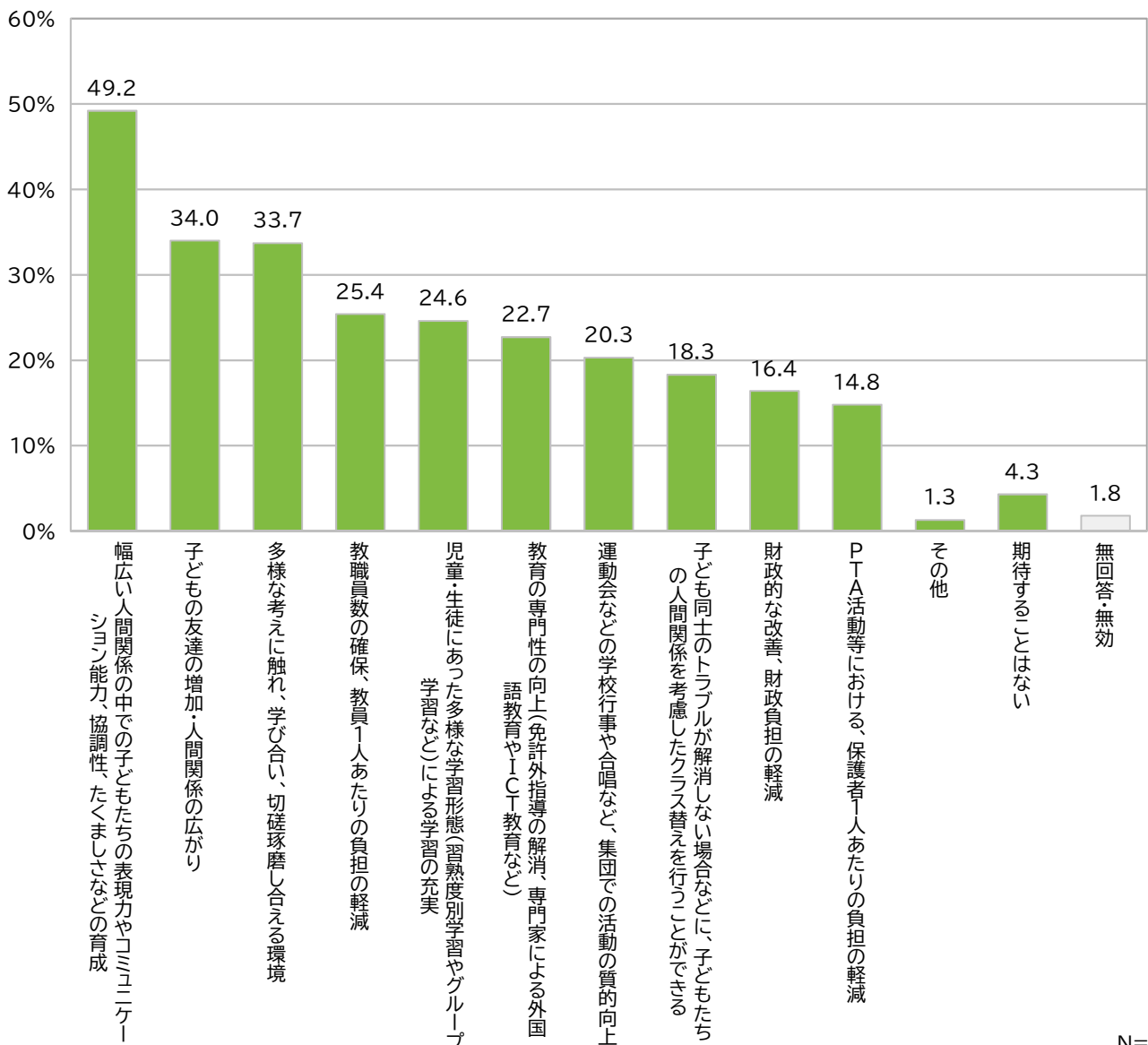


問 5 市教育委員会では、これからの社会を生きる子どもたちには、集団の中で多様な考えや価値観に触れ、それらに柔軟に対応し、主体的に学ぶ力や探究する力、社会性や規範意識を培うことが必要であるという考えのもと、少子化が続く中で一定以上の学校規模を確保するために、学校再編を進めることとしています。このことに関するご意見を選んでください。(1つ選択)



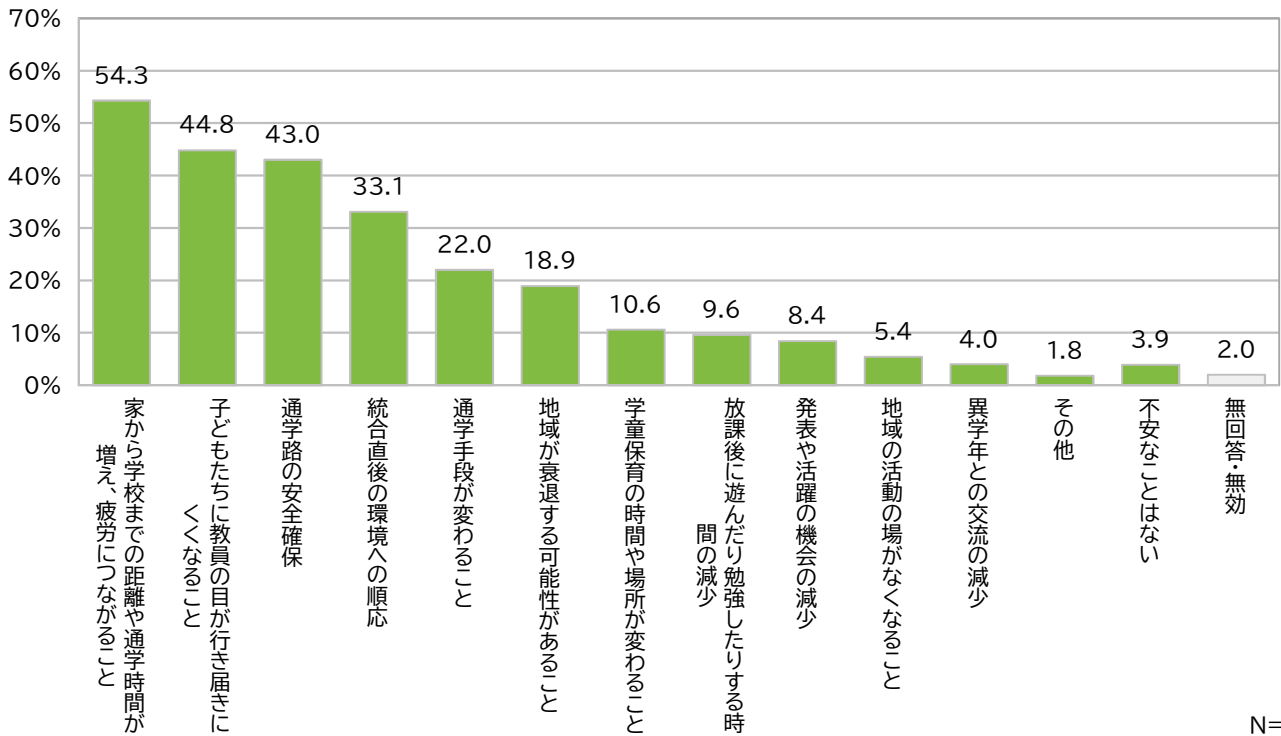
N=7,958

問 6 「学校再編」という言葉を聞いて、特に期待できるのはどのようなことですか。(3つまで選択)



N=7,958

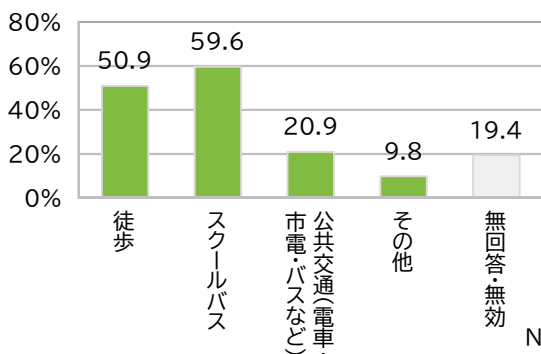
問 7 「学校再編」という言葉を聞いて、特に不安に思うのはどのようなことですか。（3 つまで選択）



N=7,958

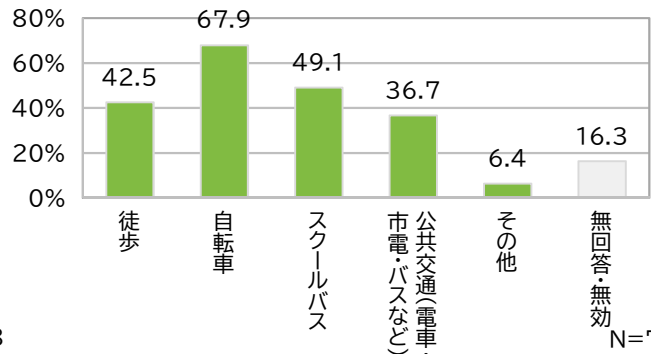
問 8(1) 再編により通学距離がのびた場合の主な通学手段（複数選択可）

【小学生】



N=7,958

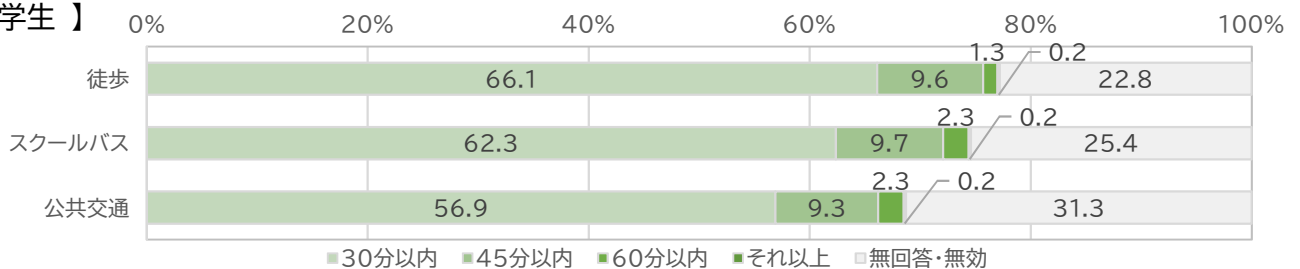
【中学生】



N=7,958

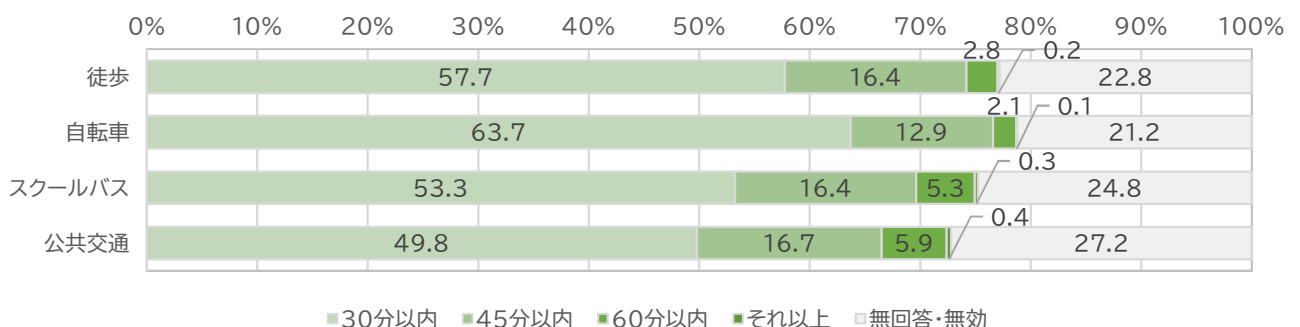
問 8(2) 再編により通学距離がのびた場合、許容可能な通学時間（各1つ選択）

【小学生】



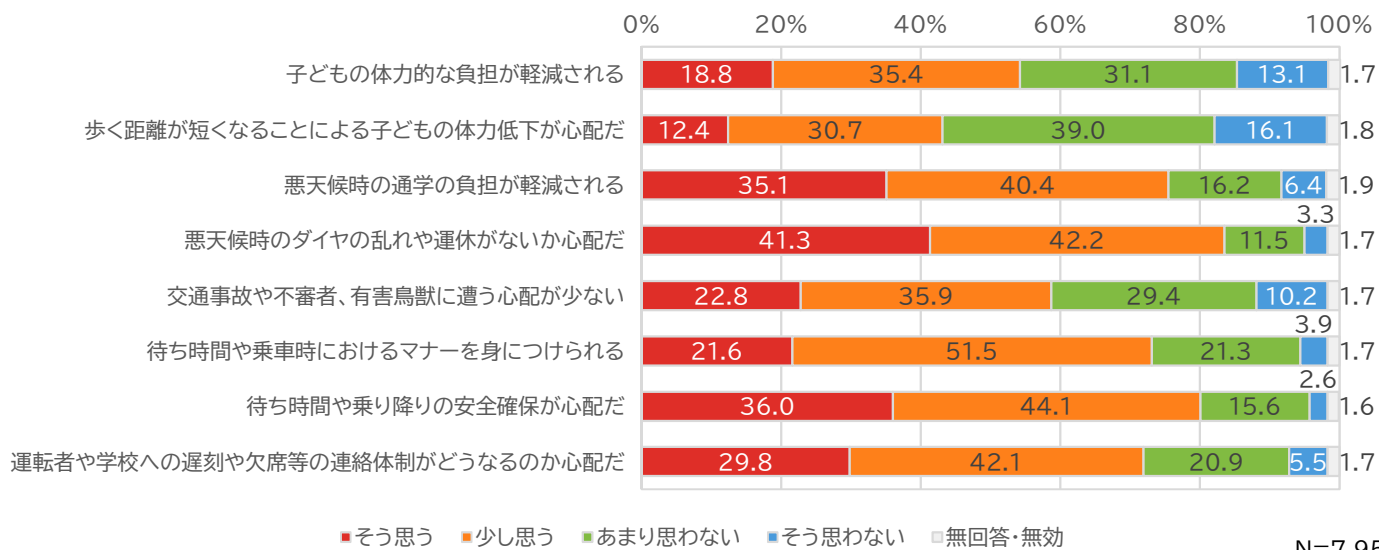
N=7,958

【中学生】

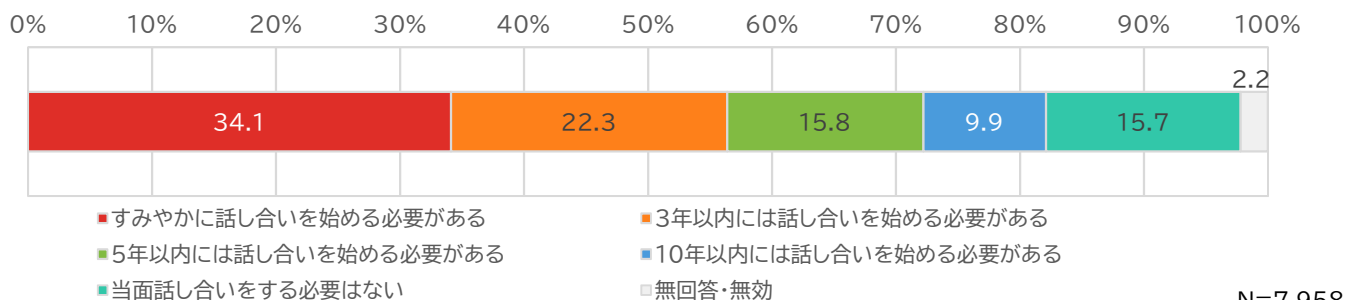


N=7,958

問 8(3) 再編により、ご自身のお子様がスクールバスや公共交通機関で通学することを想像したときの期待や不安について、各項目であなたの考えに近い選択肢を選んでください。(各1つ選択)

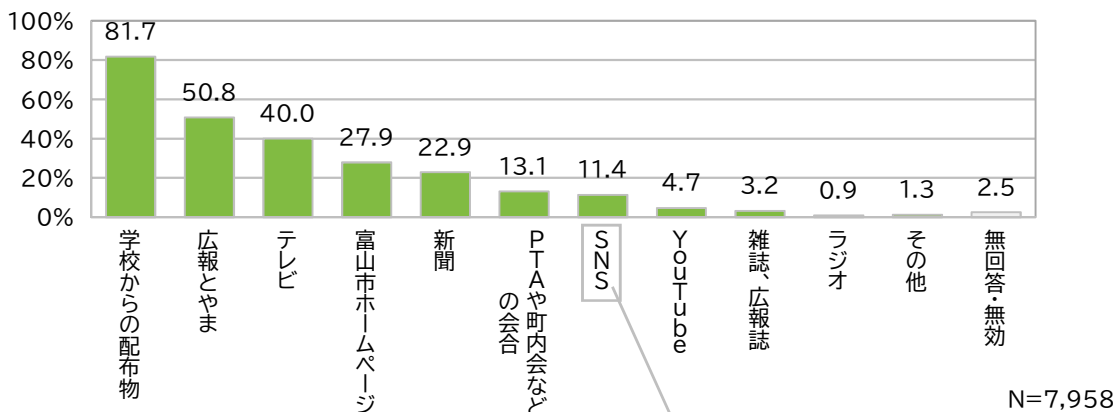


問 9 本市では、今後も小・中学校の小規模化が進むことが見込まれています。お住まいの地域における将来の子どもたちの教育環境を見据え、地域や保護者が主体となって、学校再編を念頭に置いた話し合いを始めることに関するご意見を選んでください。(1つ選択)

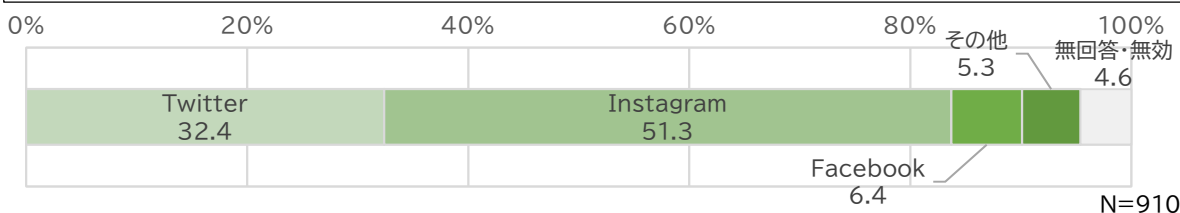


4 学校再編の周知について

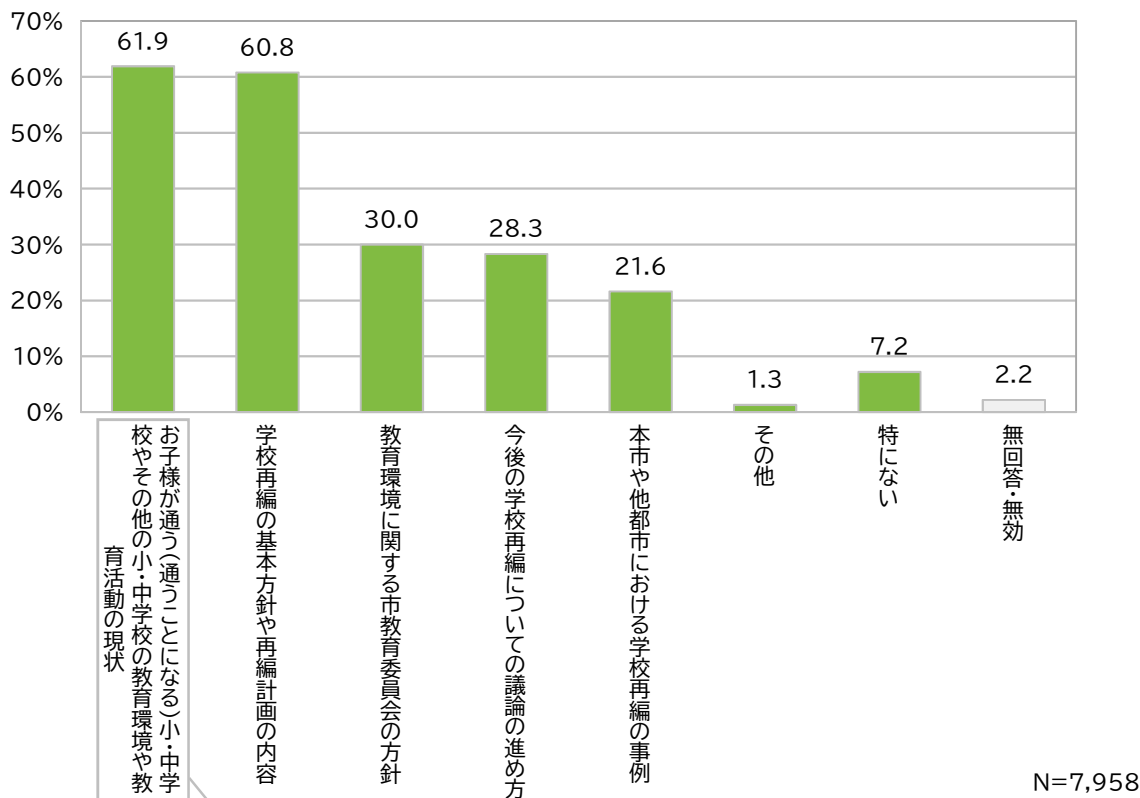
問 10(1) 学校再編について、どのように情報発信してほしいですか。(3つまで選択)



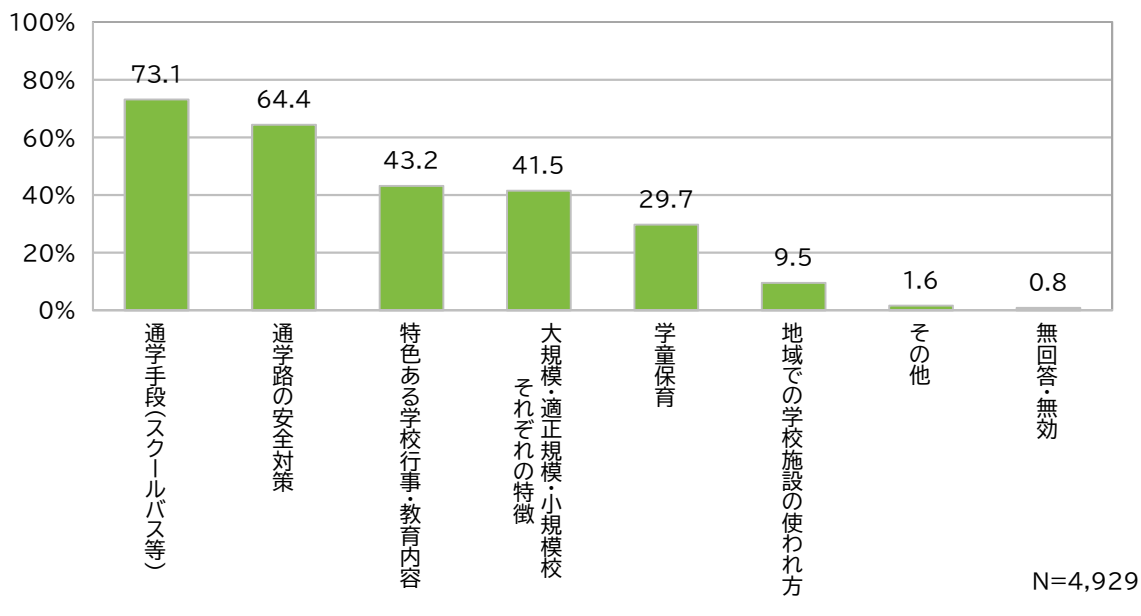
問 10(2) 具体的に情報発信してほしいサービスがあれば、選んでください。(1つ選択)



問 11(1) これからの教育環境、学校再編を考えていくにあたり、もっと知りたいと思うことはどのようなことですか。(3 つまで選択)



問 11(2) 具体的に知りたいことを選んでください。(3 つまで選択)



八尾小学校及び檜尾小学校の統合に関する申入れについて

[学校再編推進課]

1 概要

2月1日(水)に八尾小学校・檜尾小学校統合検討協議会から、八尾小学校と檜尾小学校の統合に関する申入書の提出があったもの。

2 経緯

令和4年8月 第1回「檜尾小学校の再編に向けた黒瀬谷地区のあり方協議会」にて、檜尾小学校を統合することを決定。

9月 第2回「檜尾小学校の再編に向けた黒瀬谷地区のあり方協議会」にて、希望統合先を八尾小学校とすることを決定。

11月 第1回「八尾小学校・檜尾小学校統合検討協議会」にて、両校区での合意事項(案)を決定。

令和5年1月 第2回「八尾小学校・檜尾小学校統合検討協議会」にて、市への申入れ事項を決定。

2月 市長及び教育長に対し両校の統合に関する申入書提出。

3 申入れ事項

①令和6年4月1日に檜尾小学校は八尾小学校に統合すること。

②統合の場所は、現在の八尾小学校とすること。

③統合にあたり、檜尾小学校区の児童の通学に要するスクールバスを運行すること。

富山市教育委員会

教育長 宮口 克志 様

八尾小学校および檜尾小学校の
統合に関する

申入書

八尾小学校・檜尾小学校統合検討協議会

昨今、少子化の進行が大きく問題となっている状況において、八尾小学校・榎尾小学校区の各自治振興会及び小学校PTAは、子どもたちにとってよりよい教育環境の提供を目的に、令和4年11月16日に「八尾小学校・榎尾小学校統合検討協議会」を合同で設立し、八尾小学校と榎尾小学校の統合について協議してまいりました。

現在両校に在籍している児童はもちろんのこと、これから入学してくる子どもたちに、より充実した教育環境を提供するためには両校の統合は避けて通れないものと考え、この度、両校の統合について合意に達しました。

つきましては、次の事項について申し入れますので、保護者や地域住民の思いを十分に受け止めていただき、円滑な統合に向けて配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 令和6年4月1日に富山市立榎尾小学校は同市立八尾小学校へ統合すること。
- 2 前号により統合する場所は、現在の八尾小学校とすること。
- 3 両校の統合にあたっては、榎尾小学校区の児童の通学に要するスクールバスを運行すること。

令和5年2月1日

八尾小学校・榎尾小学校統合検討協議会会長
八尾地区自治振興会会長

田 中 久 嗣

紹介議員 富山市議会議員 金 厚 有 豊

紹介議員 富山市議会議員 大 島 満

紹介議員 富山市議会議員 藤 田 克 樹

別 紙

その他 3

企画展

ぐるぐる

自然界

の

かたち

令和5年

3.4日 ▶ 5.21日

富山市科学博物館
2階特別展示室

AMAZING TOYAMA

乾清野上



志津清正 合戦 刻加藤清正 合申儀

企画展

由緒を誇る

越中ゆかりの武士たちの履歴書

朝倉左エ門太 浦涼義景八男

朝倉故久平

一先祖
 石天正手中越前國一乗ヶ谷城主朝倉左エ門太
 浦涼義景八男同姓藤平景良三代之孫同國
 朝倉村 浦涼義景在丈夫市當地上能越
 正甫院様為代持擬作立人扶持町足輕被 召抱羽
 織立廿代銀六拾七文被下置候享保二酉年



一先祖

生田郎重正復

若年頃加初尾山 依久間玄吉頭等
 願養育其弟支奇尾勝を郎中依天正十一
 年志津ヶ嶽合戦刻加藤清正与鎗合申儀
 其後
 大納言様任被 召出加洲松任上 移天正十二年七月廿四日
 貳百俵頂戴仕

令和5年
 2月11日 土 — 4月23日 日

開館時間 午前9時〜午後5時（入館は午後4時30分まで）
 休館日 3月8日（水）
 観覧料 大人210円（170円） 高校生以下は無料
 ※（ ）内は、20名以上の団体料金

TOYAMA MUNICIPAL FOLK MUSEUM
富山市郷土博物館
 〒930-0081 富山県富山市本丸一六二 富山城址公園内
 TEL.076-443-1791 FAX.076-443-1806
<https://www.city-toyama.toyama.jp/etc/muse/>



企画展 由緒を誇る 越中ゆかりの武士たちの履歴書

日本では戦国時代まで、一部の公家や上級の武家、寺社などで、身分や特権の正統性を主張するため、個人や集団の来歴を記した「由緒書」を作ることがありました。これらは、自家の由緒を他家に示すとともに、そのことを後世に伝えていく重要な記録だったのです。やがて、江戸時代になると、一般の武士だけでなく百姓や町人、職人たちなどの間でも、由緒書が作られていきました。

このことは、越中においても例外ではありません。武士たちが自らの戦功を子孫へ伝えるために書き遺したもののや、主家に命じられて先祖の功績を書き上げたものなどが残されています。それらは、各家にとっての履歴書ともいえるでしょう。

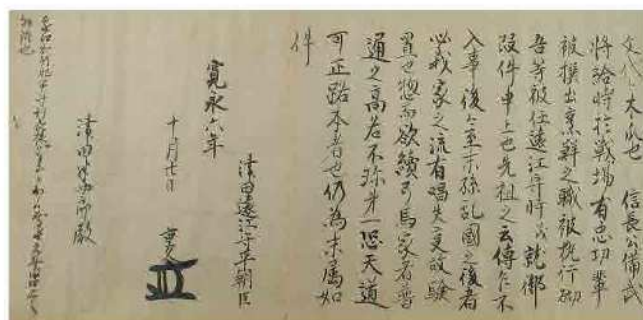
本展では、江戸時代の越中ゆかりの武士たちが記した由緒書を主に取り上げます。彼らが誇る驚くべき血筋や知られざる武勇伝に注目してご覧ください。



富山旧藩士由緒書 冊2
(富山県立図書館蔵)



浅野家由緒書
(富山県公文書館蔵)



津田重久首数之覚
(当館蔵)

会期 令和5年2月11日(土・祝)～4月23日(日)
休館日 3月8日(水)
開館時間 9:00～17:00(入館は16:30まで)

観覧料 大人210円(170円) 高校生以下は無料
 ※()内は20名以上の団体料金
 ※この料金で、常設展示もご覧いただけます。

【当館では新型コロナウイルス感染症対策を実施しています】

- ・入館の際には、手指の消毒やマスクの着用などのご協力をお願いします。
- ・十分な間隔を保ってご観覧いただくため、入場制限を行う場合があります。
- ・感染の拡大状況によっては、やむをえず会期を変更または休館することがあります。

◆新型コロナウイルスの感染状況により、会期を変更する場合があります。

常設展 富山城ものがたり

展示室では、400年以上の歴史を持つ富山城の歴史を、模型や映像も使いながら、分かりやすく紹介しています。また、4階の天守展望台からは、昔の富山城の大きさが分かります。

願海寺城跡から発見されたものも展示しています。

■アクセス

JR富山駅から徒歩約10分
 地鉄バス「城址公園前」下車 徒歩2分
 市内電車「国際会議場前」下車 徒歩3分
 富山空港より連絡バスで20分
 北陸自動車道 富山ICより車で約15分

■駐車場

当館には専用駐車場はありません。最寄りの有料駐車場をご利用ください。最も近いのは城址公園地下駐車場です。



富山市郷土博物館

TOYAMA MUNICIPAL FOLK MUSEUM
 〒930-0081 富山市本丸1-62 富山城址公園内
 TEL:076-432-7911 FAX:076-432-8060
<https://www.city.toyama.lg.jp/etc/muse/>

その他5

企画展

花鳥を愛で

山水に遊ぶ



山水圖（部分） 谷門 廬山



程榮 画 堂 然

秋汀双锦图（部分） 岸晴

2023.2.18 sat — 4.9 sun

[休館日] 2月21日（火）

[開館時間] 午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）

[観覧料] 大人 210円 高校生以下無料

富山市佐藤記念美術館

〒930-0081 富山市本丸1-33(富山城址公園内)
TEL.(076)432-9031 FAX.(076)432-9080



企画展

花鳥を愛で 山水に遊ぶ

東洋美術の伝統的テーマである花鳥・山水は、中国を起源として東アジアで広く愛され、古くから絵画をはじめ工芸品を装飾する図柄として用いられてきました。

花鳥は、四季の草花や樹木に小鳥や水鳥、昆虫や小動物などが表現されるもので、はなやかに季節のうつりかわりを感じさせます。そのモチーフには、富貴・子孫繁栄・立身出世といった世俗的な願望のほか、自由な境地や高潔性といった精神的な理想などの様々な意味が込められ、その図柄は、庶民から支配階層まで広く親しまれています。また山水は、自己が抱いた理想の世界を山や川、滝、湖水などに託して表現されたもので、世俗をはなれた理想世界への憧憬ともいえます。そして時代とともに、理想的な山水風景は変化して、実在する名勝地までさまざまな主題が描かれるようになりました。

この展覧会では、江戸時代から明治時代までの絵画をはじめ、陶磁器・漆工品・金工品などさまざまな作品を展示します。はなやかな花鳥、理想郷の広がる山水の世界にふれていただく機会となれば幸いです。



四季山水画巻 (部分) 上野雪岳

2023. 2.18 sat
— 4.9 sun

[休館日] 2月21日(火)
[開館時間] 午前9時～午後5時
(入館は午後4時30分まで)
[観覧料] 大人210円 高校生以下無料

□ 交通案内 □

- ・ 富山駅から徒歩15分 ・ 市内電車「国際会議場前」下車 徒歩3分
 - ・ 地鉄バス「城址公園前」下車 徒歩2分 ・ 富山空港より連絡バスで20分
 - ・ 北陸自動車道 富山ICより車で15分
- ◎ 当館に駐車場はございません。最寄りの駐車場(有料)は城址公園地下駐車場です。

□ 当館では新型コロナウイルス対策を実施しています □

- ・ 入館の際には、手指の消毒やマスクの着用などのご協力をお願いします。
- ・ 十分な間隔を保ってご観覧いただくため、入館制限を行う場合があります。
- ・ 感染の拡大状況によっては、会期を変更または休館することがあります。



青花山水文盤 ベトナム



虫籠形蒔絵箱 戸巖光阿弥
昭和12(1937)年



杉田青貝細工 八角食籠
富山市郷土博物館蔵



嵐山高雄図 岸岱



AMAZING TOYAMA

富山市佐藤記念美術館

〒930-0081 富山市本丸1-33 (富山城址公園内)
TEL.(076)432-9031 FAX.(076)432-9080

